

講習会資料 3

申請書の作成について (解説書)

大阪国道事務所

平成 26 年 3 月 10 日

申請書の作成について

第 1 章 車両諸元の作成

第 1 節	作成にあたって	3
第 1 項	作成に必要なもの	3
第 2 項	参考となる資料	5
第 3 項	連結確認をする	8
第 4 項	第五輪荷重の確認	10
第 5 項	作成のポイント	11
第 2 節	申請車両情報の作成	14
第 1 項	申請車種と軸種及び、区分の選択	14
第 2 項	事業区分について	14
第 3 項	車名と型式	15
第 4 項	代表車両の設定	16
第 5 項	最少回転半径	16
第 3 節	車両諸元の作成	18
第 1 項	寸法について（幅・高さ・長さ）	18
第 2 項	軸と輪数・Gコードについて	23
第 3 項	各輪の軸間距離および荷重点等の距離について	25
第 4 項	重量について（自重・軸重・隣接軸重）	28
第 5 項	積載貨物について	32

第 2 章 通行経路表の作成

第 1 節	作成にあたって	34
第 1 項	申請の対象となる道路は	34
第 2 項	道路情報便覧について	35
第 3 項	作成のポイント	36
第 2 節	経路の作成	36
第 1 項	収録（採択）路線	36
第 2 項	未収録（未採択）路線	37
第 3 項	道路法適用外道路	38
第 4 項	収録（採択）交差点と、未収録（未採択）交差点	39
第 5 項	未収録路線の名称の確認方法について	40
第 6 項	未収録路線地図の作成	41
第 7 項	未収録路線の入力方法について（交差点番号による）	42
第 8 項	通行経路表の見方	51

第 3 章 算定書の作成

第 1 節	算定とは	52
第 1 項	算定の方法	55
第 2 項	算定書の見方と確認方法	59
第 4 章	最後に	
	道路管理者一覧	74

第 1 章 車両諸元の作成

第 1 節 作成にあたって

<はじめに>

この解説書は、操作方法や作成マニュアルではありません。

申請書作成時の補助的なものとして申請をこれから初められる方や、申請内容が曖昧なまま申請書を作成している方を対象に、申請に必要な知識等を理解しやすくまとめた解説書です。

さらに作成時の間違いやすいポイントや、また効率的に作成するためのヒント等も記載していますのでご参考にして頂ければ幸いです。

第 1 項 作成に必要なもの

申請書を作成するためには、以下の書類をご用意下さい。

(提出書類とは異なりますのでご注意ください。)

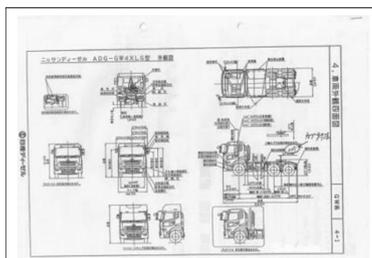
◆トラック、又はセミトレーラーの場合

① 車 検 証：申請する全ての車両分を用意します。

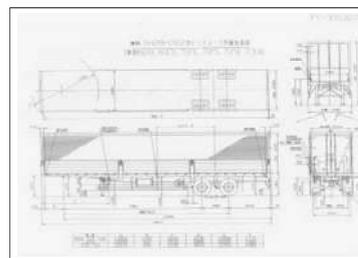
② 車両四面図：申請する型式分を用意します。

(寸法が記載されていれば「車両のカタログ」でも可です。)

(参考) トラクタの四面図



(参考) トレーラーの四面図



【トラブルの例】

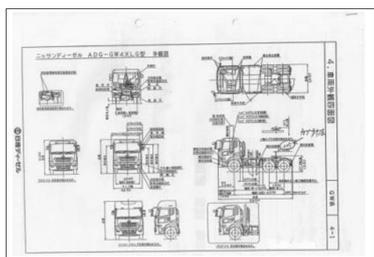
・図面が無い場合は、車両の購入店やディーラーに相談してみましょう。それでも入手困難な場合は実測する方法も有りますが、その場合はトラクタの FOH (フロントオフセット) や、カプラオフセット (荷台オフセット)、トレーラーの ROH (リアオフセット) の数値には十分ご注意ください。

(詳しくは「軸間距離」の項目を参照)

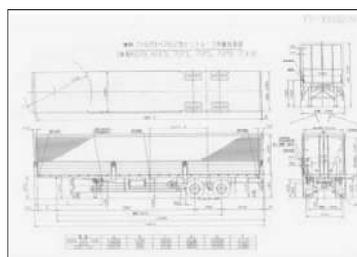
③諸元入力表：上記車両の四面図から入力すると、煩雑になり間違いやすいためあらかじめ以下のように**ご自身で作成**し長さや軸距等を記入しておくことをお勧めします。

◆作成の例 (1) 手書きで作成します。

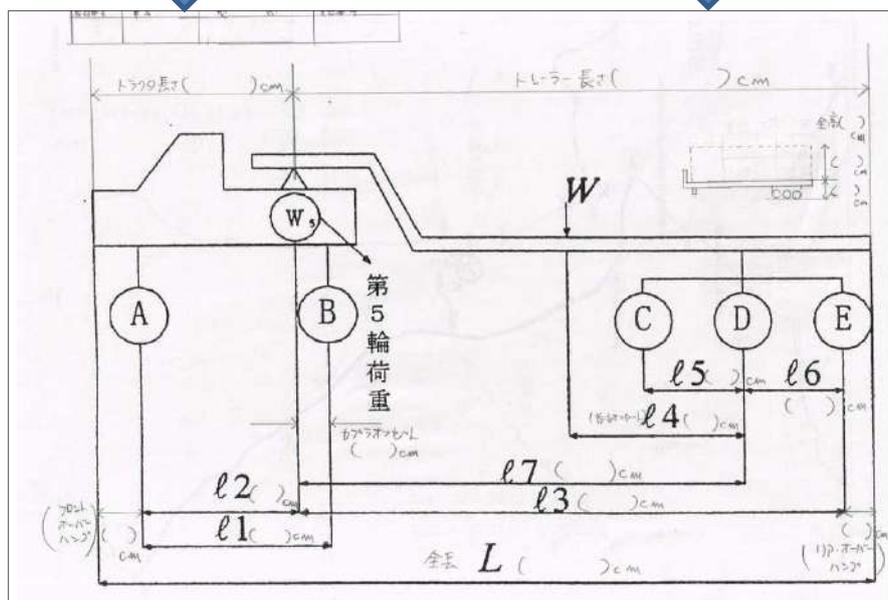
(参考) トラクタの四面図



(参考) トレーラーの四面図



あらかじめ転記しておく (mm→cm)



<単位はmmで書かれていますので、直接入力時 (cm) には注意が必要となります。>

(参考)

単位換算表				備考
1	0	0	0	1m=100cm
m		cm	mm	1m=1,000mm 10m=10,000mm

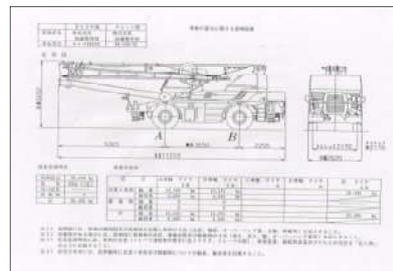
◆ホイールクレーン、クレーン用台車の場合

- ①車 検 証：申請する全ての車両分を用意します。
- ④「適新規開発車両（単車）設計製作基準適合証明書」（通称：適合証明書）
- ⑤「新規開発車両の諸元に関する説明図書」（通称：説明図書）

適合証明書（参考）



説明図書（参考）



第 2 項 参考となる資料

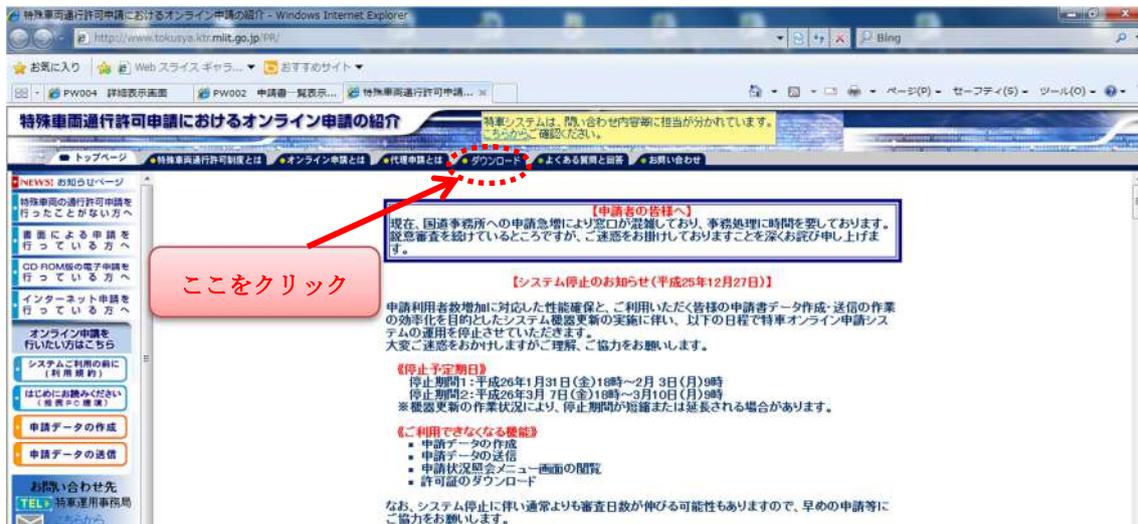
特殊車両申請等に関する参考となる資料には以下のようなものがあります。

	資料名	内容	入手方法等	備考
1	最新車両制限令 (実務の手引き)	特殊車両通行許可制度の概要、参考法令、関係通達（【算定要領】含む）が掲載されており、特車通行許可申請や審査等における基本書です。	【発行】 株ぎょうせい http://www.gyosei.co.jp	
2	特殊車両通行許可申請書作成要領 (簡易版)	申請書作成時の解説書です。手書き用ですが、システム入力に応用できます。	ダウンロード (※1)	

3	特殊車両通行ハンドブック 2007	道路を正しく使用するために守らなければならない事や、通行許可申請をする時の手続きなどの要点をピックアップして解りやすく解説したハンドブックです。	【発行】 財団法人日本道路交通情報センター Tel 03(3261)7620	
4	特殊車両オンライン申請システム (説明資料)	オンライン申請を始めるにあたって、一連の流れの概略をわかりやすく解説した説明資料です。(デジタル地図の作成については (8) を参照)	ダウンロード	
5	特殊車両オンライン申請システム環境設定 CD-ROM・プログラムインストールマニュアル	インターネットに接続してオンライン申請をはじめめるために必要な環境を設定するためのマニュアルです。※3	ダウンロード	
6	上記、申請支援システム操作マニュアル	オンライン申請の利用マニュアルです。 ただし、(デジタル地図の作成については (8) を参照)	ダウンロード	
7	上記、受付システム操作マニュアル	作成した申請データを送信したり、申請状況の確認や許可データを受け取ったりするためのマニュアルです。	ダウンロード	
8	デジタル地図経路作成システム操作マニュアル (最新版)	デジタル地図を利用して経路を作成するための操作マニュアルです。	ダウンロード	

9	電子申請書作成システムインストールマニュアル	インターネットに接続することなく、単独のパソコンで申請書が作成できる簡易ソフトのインストールマニュアルです。ただし算定機能や、経路地図の作成機能は有りません。※4	ダウンロード又は CD-ROM(※2)	
10	電子申請書作成システム操作マニュアル	上記簡易ソフトの操作方法を解説したマニュアルです。※4	ダウンロード又は CD-ROM	
11	道路情報便覧表示システムマニュアル (便覧)	各交差点や路線の詳細な障害情報、対象路線の道路管理者等を収録した審査用のデータベースです。※5 また、インストールマニュアルも記載されています。	ダウンロード又は CD-ROM	
12	道路情報便覧付図表示システムマニュアル (付図)	特車申請における通行経路作成に必要な 10 桁の交差点番号を地図上で確認することができるプログラムです。※5 また、インストールマニュアルも記載されています。	CD-ROM	

※1 ダウンロードは、「特殊車両通行許可申請におけるオンライン申請の紹介」HP(ホームページ)よりおこなうことができます。



- ※2 CD-ROM は、最寄りの国道事務所で無償配布、または郵送にて入手できます。
- ※3 帳票印刷プログラムをインストールしても、印刷がうまくいかない場合はインターネットの「特殊車両通行許可申請におけるオンライン申請の紹介」HP から、【よくある質問】→【その他（1）】→【申請・許可証の表示・保存・印刷ができない】をご参照下さい。
- ※4 例年 3 月に道路情報が更新されるため、**毎年度新しいソフト**での作成が必要となります。
- ※5 最新の道路状況と整合させておくため、例年 3 月に道路情報が更新されます。そのため、**毎年度新しいソフト**が必要となります。

第 3 項 連結確認をする

トラクタとトレーラーが連結できるかどうかを、車検証の備考欄で「けん引車」「被けん引車」の**型式の記載の有無**で確認します。

◆用語

けん引車→トラクタ

被けん引車→トレーラー

番号 0000 平成22年 4月 2日 ●●運輸局 ●●陸運支局長

自動車検査証 (トラクタ)

自動車登録番号または車両番号	登録年月日/交付年月日	初年度登録年月日	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状
土浦 100 か 5925	平成17年 5月30日	平成17年 5月	普通	貨物	事業用	トラクタ
車名	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		
ニッサンディーゼル	2[2]人	51910[18000]kg	900kg	61020[27110]kg		
車台番号	長さ	幅	高さ	前軸重	後軸重	後後軸重
CW632G-30507	640cm	245cm	285cm	kg 7,200kg	kg 1970kg	
型式	原動機の種類	総排気量又は定格出力	燃料の種類	型式指定番号	種別区分番号	
KL-CW632GHT	RH10					
所有者の氏名又は名称	○×運送 株式会社					
所有者の住所	京都府京都市000000					
使用者の氏名又は名称	○△運送 株式会社					
使用者の住所	大阪府大阪市000000					
使用の本拠の位置	*****					
有効期間の満了する日	平成23年 4月 1日	平成 年 月 日				

備考
 [1] 工機、継続検査
 自動車重量税額 ¥173,600
 使用車種別制(Nex-PM)適合。この自動車の使用の本拠はNex-PM対象地域外です。
 年度別制適用付
 [走行距離計表示値]1190,500km(平成22年4月2日)
 [走行距離計表示値]24,000km(平成21年4月2日)
 [平成13年騒音規制車、近接排気騒音規制値 99dB]
 保安基準値和 [認定年月日]平成15年6月20日[関東運輸局]392[緩和事項][00]
 [車両重量][005]軸重 [056]前後軸重 [098]-[後軸重][緩和事項][004]自動
 車の後進及び運転表示すること。[095]自動車の後進及び運転表示すること。
 車には、軸重を表示すること。[095]自動車の後進及び運転表示には、前後軸重を表示
 すること。[091]運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。

【その他検査事項】(1)けん引自動車は、車両総重量50トン未満であること。(2)けん
 引自動車は、最大限に積載した状態海上コンテナを移送するものではないこと。
 最大積載量欄中「括弧内は相互換算量。①括弧内はけん引重量を示し、車両総重量欄中
 「括弧内は車両総重量を示す。
 以下余白

被けん引車(トレーラー)の型式の記載
があるかを確認します。

番号 0000 平成21年4月 23日 ●●運輸局 ●●陸運支局長

自動車検査証

自動車登録番号または車両番号	登録年月日/交付年月日	初年度登録年月日	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状
和泉 11 け 4217	平成15年7月4日	平成3年11月	普通	貨物	事業用	セミトレーラ
車名	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		
東急	一人	26000kg	9930kg	35930kg		
車台番号	長さ	幅	高さ	前軸重	後軸重	後後軸重
大[61]12320大	1108cm	250cm	265cm	kg 2900kg	2590kg	2590kg
型式	原動機の種類	総排気量又は定格出力	燃料の種類	型式指定番号	種別区分番号	
TF503-2						
所有者の氏名又は名称	○×運送 株式会社					
所有者の住所	京都府京都市000000					
使用者の氏名又は名称	○△運送 株式会社					
使用者の住所	大阪府大阪市000000					
使用の本拠の位置	*****					
有効期間の満了する日	平成22年4月22日	平成 年 月 日				

備考
 [1] 和泉、継続検査
 自動車重量税 車検課
 [21年度税額]平成21年4月23日 継続検査 受検済み
 保安基準値和 [認定年月日]平成20年5月21日[近畿運輸局]7111[緩和事項][00]
 [4]車両重量[制動事項][062]けん引自動車の後進には、分割可能貨物重量緩和率
 前後軸重及び分割可能貨物重量緩和率最大積載量を表示すること。[092]運行にあつて
 は、道路交通法及び道路法を遵守すること。[094]けん引自動車には運行記録計を備え、
 運行状況の記録をすること。[121]分割可能な貨物の輸送時には、4本の軸重海上コンテナ
 を積載すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。*けん引車*ニッサン・デ
 ザル KL-CW632GHT 三菱 PA-FV50JHR KL-FV50NH4R KL-FV50LH
 4 *第五軸重量*10,510kg以上のものとする。*音値*あり[シリアル番号]TF50
 3-2-S1003 以下余白

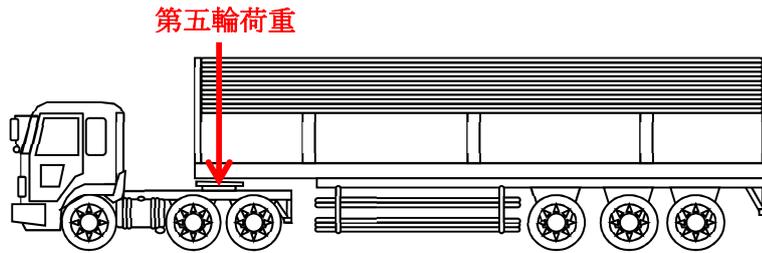
けん引車(トラクタ)の型式の記載があ
るかを確認します。

【トラブルの例】

- ・連結の型式記載が無い場合は、連結して運行できませんので至急に車検証への記載が必要
 です。手続きにつきましては陸運局にお問い合わせください。
- ・このような場合に、大阪国道事務所では申請時に連結の手続き中であることを申告して
 頂ければ、特車の申請も同時に受付可能です。(別途「受付願い」を提出要)
 ただし、許可書は連結の型式が記載された車検証の提出をいただいてからの決裁(許可)
 となります。

第 4 項 第五輪荷重の確認

第五輪荷重: セミトレーラーをけん引することを目的とするトラクタの**連結装置 (カプラ)**に垂直に負荷することができる**最大荷重**のことです。



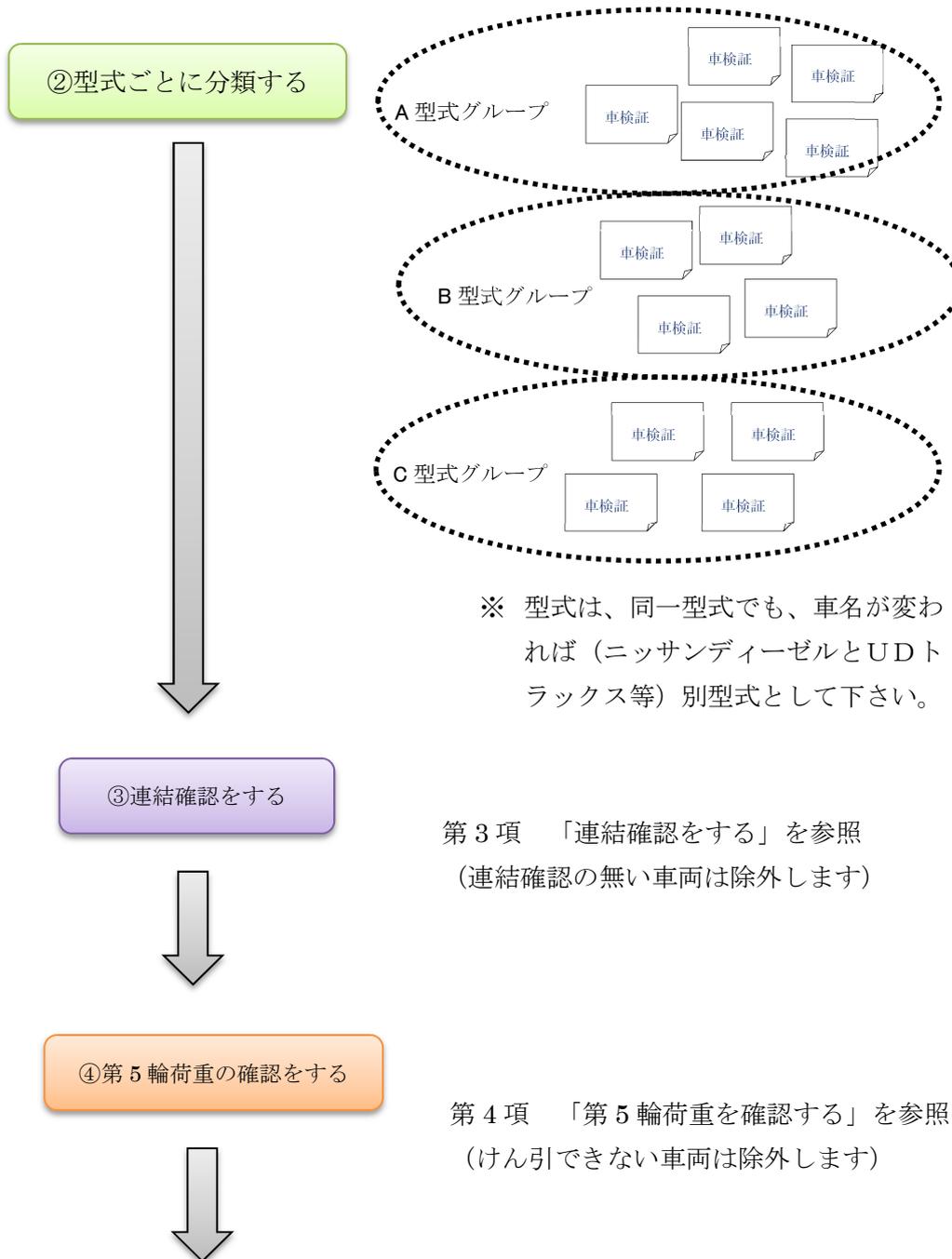
確認方法: トラクタに記載された (数値) 重量と、トレーラーに記載された (数値) 重量を比較して判断します。

< 下記車検証を参照 >

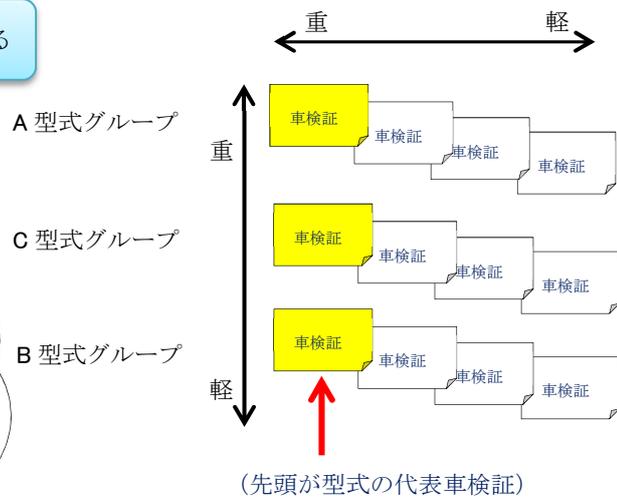
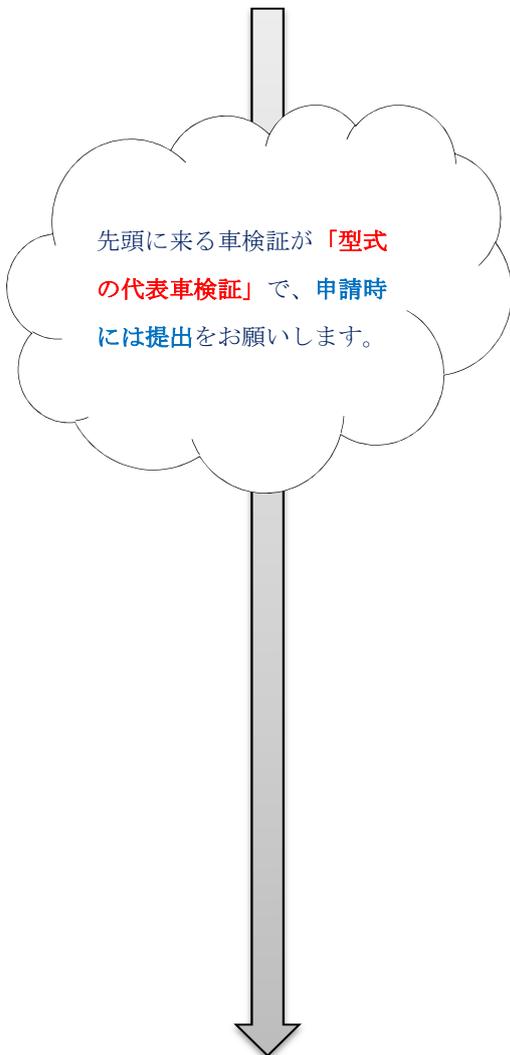
(A) トラクタ第五輪荷重 18,000kg \geq (B) トレーラー第五輪荷重 10,510kg であればけん引可能です。

自動車検査証 (トラクタ)		平成22年 4月 2日		●●運輸局 ●●陸運支局長	
自動車登録番号または車両番号 土浦 100 か 5925	登録年月日/交付年月日 平成17年 5月30日	初年度登録年月日 平成17年 5月	自動車の種別 普通	用途 貨物 事業用	自家用・事業用の別 トラック
車名 ニッサンディーゼル	車台番号 CW632G-30507	型式 KL-CW632GHT	乗車定員 2[2]人	長さ 840cm	車高重量 61020[27110]kg
型式 KL-CW632GHT	駆動方式 RH10	総排気量又は定格出力 26.50	最大積載量 18000kg	前軸重量 4950kg	後軸重量 2080kg
所有者の氏名又は名称 ○×運送 株式会社	所有者の住所 京都府京都市○○○○○	使用者の氏名又は名称 ○△運送 株式会社	使用者の住所 大阪府大阪市○○○○○	使用の本拠の位置 *****	有効期間の満了する日 平成23年 4月 1日
備考 [国土] 継続検査 自動車重量税額 ¥173,600 使用車種規制(Nex-PM)適合。この自動車の使用の本拠はNex-PM対策地域外です。 速度抑制装置付 [走行距離計表示値]100,500km(平成22年4月2日) [旧走行距離計表示値]124,000km(平成21年4月2日) 平成13年騒音規制車。近接排気騒音規制値 99dB *保安基準緩和* [認定年月日] 平成15年6月20日 [陸運支局長]392[緩和事項][004]車両総重量、[005]軸重、[058]隣接軸重、[098]-括弧和[規制事項][004]自動車の後面及び運転席座には、車両総重量を表示すること、[005]自動車の後面及び運転席座には、軸重を表示すること、[095]自動車の後面及び運転席座には、隣接軸重を表示すること、[091]運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。			[その他] けん引自動車は、最大限に積載した状態でもコンテナを搬送するものではないこと。 最大積載量欄中の括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中の括弧内は車両総重量を示す。 以下余白		

(A) トラクタの第五輪荷重 (18,000) kg



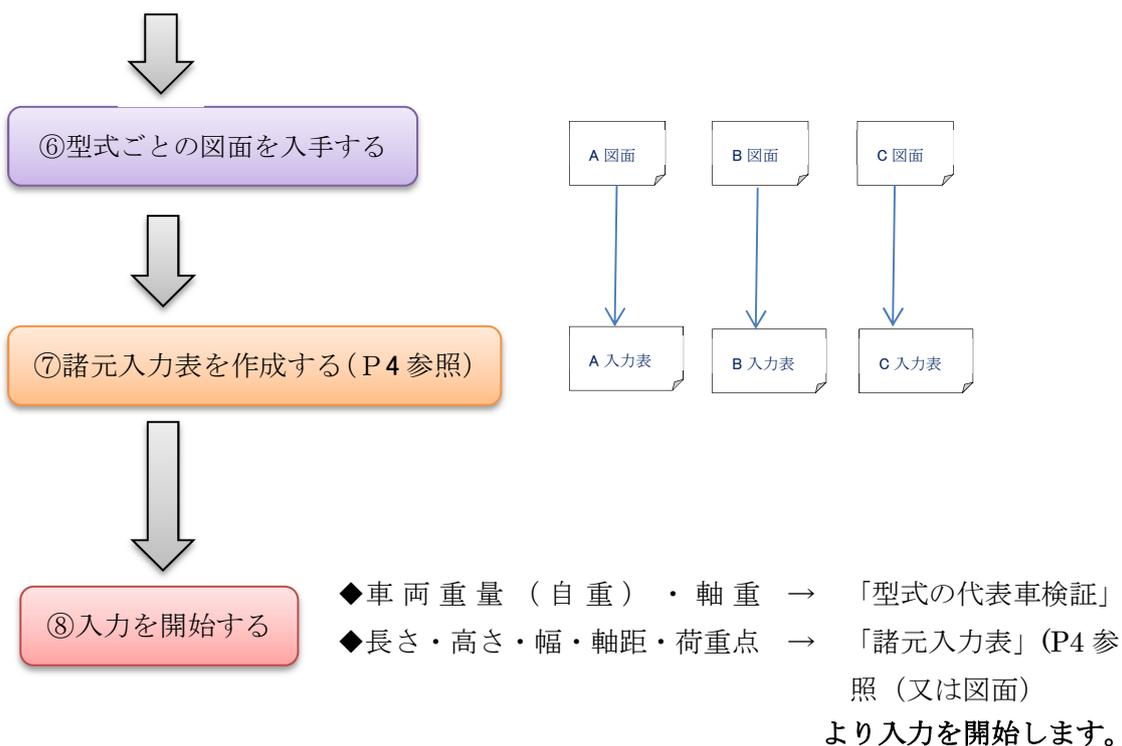
⑤車両重量（自重）の重い順に並び替える



※1 重さ（車両重量・軸重）は「**型式の代表車検証**」から入力します。

※2 寸法（長さ・高さ・幅）については、各グループの中の一番大きな数値を入力します。

※3 「**型式の代表車検証**」のみ、申請時に添付又は FAX で提出する必要がありますのでご注意ください。



第 2 節 申請車両情報の作成

第 1 項 申請車種と軸種及び、区分の選択

第 2 項 事業区分について

事業区分	説明	通行期間
路線	路線を定める自動車運送事業用の車両 (例：路線トラック、定期便トラック)	2 年
区域	上記、路線以外の自動車運送事業用の車両 (例：区域トラック、海上コンテナ、その他の営業車)	2 年以内
その他 A	上記、路線、区域以外で通行経路が一定し、反復継続して通行する車両 (例：営業車以外の自家用車で、クレーン車等)	ただし、車両が別表に掲げる数値のいずれかを超過している諸元にあつては 1 年以内
その他 B	上記、路線、区域、その他 A 以外の車両で、一回限り(反復継続しない) 通行する車両 (例：発電機を運ぶ車両で一回限り)	必要な期間 ただし、1 年以内

< 説 明 >

路 線：定められたA地点からB地点までの間を、路線を定めて営業許可を受けて運行する場合です。

区 域：区域を定めて営業許可を受けた営業車両を運行する場合です。(車検証に「**事業用**」とある車両が対象です。)

その他A：上記以外の営業車以外の自家用車を運行する場合です。(車検証に「**自家用**」とある車両が対象です。)

その他B：上記以外で一回限り運行する場合です。

【トラブルの例】

・連結車や、包括申請等において、「事業用」の車両と「自家用」の車両が混在している場合は、「その他A」での申請をお願いします。

第3項 車名と型式

車名と型式は車検証に記載されている通りに入力します。

自動車登録番号または車両番号	登録年月日/交付年月日	初年度登録年月日	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状
土浦 100 か 5025	平成17年 6月30日	平成17年 5月	普通	トラック	事業用	トラック
ニッサンディーゼル						
CW632G-30507						
KL-CW632GHT						
所有者の氏名又は名称	○×運送 株式会社					
所有者の住所	京都府京都市〇〇〇〇〇〇					
使用者の氏名又は名称	○△運送 株式会社					
使用者の住所	大阪府大阪市〇〇〇〇〇〇					
使用の本拠の位置	*****					
有効期間の満了する日	平成23年 4月 1日	平成 年 月 日				

- ① 同一型式でも、**車名が変われば別型式**として下さい。(ニッサンディーゼル→UDトラックス、等)
- ② 型式に「不明」と記載があれば、「**不明**」で入力して下さい。
- ③ 車検証以外の資料等に型式の記載がある場合でも、車検証の記載通りに入力して下さい。

- ④ 明らかに車検証への誤記と思われる場合が有れば、申請する窓口にご相談して下さい。
 (ハイフンが抜けている。また、ハイフンが、他の記号になっている 等)

第 4 項 代表車両の設定

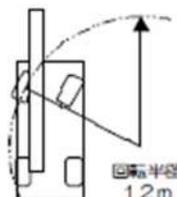
- ① 普通申請では、設定の必要はありません。(1 台しか有りませんので、自動的に代表車両になります。)
- ② 包括申請では、車検証に記載のある「**車両重量 (自重)**」の**一番重いもの**を申請書の代表車両として登録します。また、「**車両重量 (自重)**」が同一のものが複数車両ある場合は、その中で**寸法 (幅、高さ、長さ) の一番大きな数値の車両**を選択して入力して下さい。

自動車検査証		平成21年4月 23日		●●運輸局 ●●陸運支局長			
自動車検査証番号または車台番号	登録年月日/交付年月日	初年度登録年月日	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状	
和泉 11 け 4217	平成15年7月4日	平成3年11月	普通	貨物	事業用	セミトレーラ	
東急	車 名	乗車定員	一人	最大積重量	2600kg	車両重量	3593kg
大[6]12320大	車 台 番 号	長 さ	1108cm	幅	250cm	高 さ	265cm
TF503-2	型 式	駆動機の種類	—	燃料の種類	—	型式指定番号	—
所有者の氏名又は名称	○×運送 株式会社						<div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 車両重量 (自重) </div>
所有者の住所	京都府京都市○○○○○						
使用者の氏名又は名称	○△運送 株式会社						
使用者の住所	大阪府大阪市○○○○○						
使用の本拠の位置	*****						
有効期間の満了する日	平成22年4月22日	平成 年 月 日					
備 考							
【和泉】継続検査 自動車重量税 未課税 [21年度税制]平成21年4月23日 継続検査 受検済み *保安基準緩和 * [法定年月日]平成20年5月21日 [近距離運輸]7111 [緩和事項][004]車両重量 [制限事項][062]けん引自動車の用途には、分別可能貨物車種和乗用車種及び分別可能貨物車種和乗用車種を表示すること。[092]運行にあたっては、道路交通法及び道路法を遵守すること。[094]けん引自動車には運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。[121]分別可能な貨物の輸送時には、4本の側面がオレンジ色に発光すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。 *けん引車 *ニッサンディーゼル KLCW632GHT、三菱 PJ-FV50JHR、KL-FV50NHR、KL-FV50LH 等。 *第五軸荷重 *10.510kg以上のものとする。 *台輪 *あり[シリアル番号] TF503-2-51003 以下参照							

※ 「⑤車両重量 (自重) の重い順に並び替える」 P15 を参考。

第 5 項 最小回転半径

最小回転半径：車両の回転性能の指標の一つで、車両を最も急激に旋回させたわだちの半径をいいます。車両制限令では、最外側のわだちについて測ることとされています。(一般制限値 12m)



トラック：カタログ等に記載されています。

ホイールクレーン・クレーン用台車：「適新規開発車両（単車）設計製作基準合証明書」（通称：適合証明書）に記載されています。

連結車：連結した状態（トラクタ単独ではない）での最小回転半径を入力する必要があります。

<計算式>

連結最小回転半径の計算

連結状態

$L_2 = 8640$ (キックピッチからトレーラ前軸中心迄の距離)
 $K = 540$ (ト)

トレーラの軸数 = 2 軸
 必ず1/2の軸数を選択

$L_1 =$ カブセル (A軸中心-目標中心迄の距離)
 $L_2 =$ (A軸中心-C軸中心迄の距離)

連結最小回転半径の検討

JASO Z107-04による連結最小回転半径は次式で求める。

$$R = \sqrt{(L_1)^2 + (L_c + W_1)^2}$$

$$L_c = \sqrt{(L_2)^2 + W_2^2 - K^2}$$

$$L_i = L_2 + DL$$

ここで、
 R ：最小回転半径 (mm)
 L_1 ：トラクタ軸距 (mm)
 L_2 ：トレーラ軸距 (mm)
 W_1 ：トラクタ前軸軸距の1/2の値 (mm)
 W_2 ：トレーラ前軸軸距の1/2の値 (mm)
 K ：トラクタカブラオフセット (mm)
 L_c ：計算過程上必要な値 (mm)
 L_i ：カブラ中心から旋回中心までの前後距離 (mm)
 DL ：トレーラ後軸中心線から、旋回中心までの距離 (mm)

単軸トレーラ DL = 0 mm
 2軸、3軸トレーラ DL = 300 mm

JASO Z107-04

トラクタ

$W_1 =$ (1/2の前軸軸距) 入力値は1/2の値を入力

トレーラ

$W_2 =$ (1/2の前軸軸距) 入力値は1/2の値を入力

値を代入し計算をおこなう

$$L_i = L_2 + DL = 8640 + 300 = 8940$$

$$L_c = \sqrt{(L_i)^2 + W_2^2 - K^2} = \sqrt{(8940)^2 + 925^2 - 540^2} = 8971$$

$$R = \sqrt{(L_1)^2 + (L_c + W_1)^2} = \sqrt{(3600)^2 + (8971 + 1025)^2} = 10625$$

よって、最小回転半径は **10,625** mm

<参考・その他の方法として>

- ① ディーラー等に確認する。
- ② 軌跡図のソフトを使用する。
- ③ 最小回転半径が一般的制限値（12m）を超えて緩和をとられている車両（トレーラ）では緩和認定書に記載されています。（但し、複数のトラクタでの連結で緩和をとられている場合は組み合わせに注意が必要です。

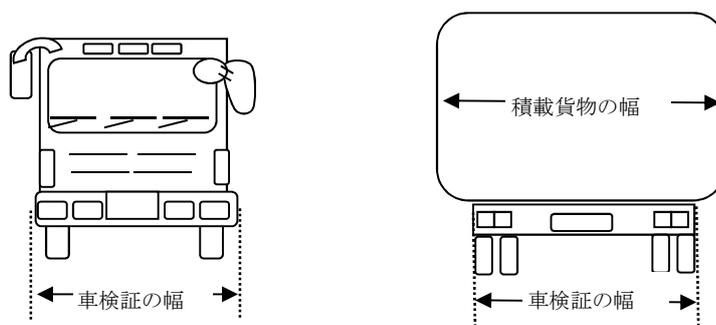
第 3 節 車両諸元の作成

第 1 項 寸法について（幅・高さ・長さ）

寸法につきましては、道路法（特車の許認可等）のほかに、道路交通法（警察関係）道路運送車両法（陸運局の保安基準等）の制限があり、それぞれの法の目的に応じて車両諸元に規定が設けられていますのでご注意ください。

幅

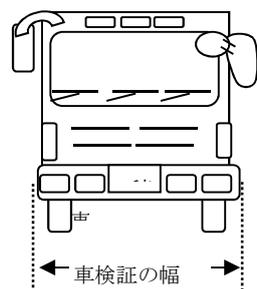
トラック：「車検証の数値」又は「積載貨物の幅」の**いずれか大きい方**の値を入力します。



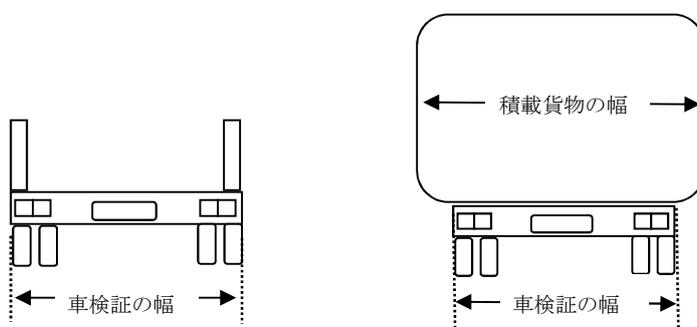
- ① バラ積みの場合は、はみ出しが認められていませんので、車検証の数値を入力して下さい。
(包括申請時は同一型式中の一番大きな数値を入力して下さい。)
- ② 積載貨物のはみ出しのある場合は、積載貨物の幅を入力して下さい。(はみ出しは単体物に限られます)

トラクタ：「車検証の数値」を入力します。

(包括申請時は同一型式中の一番大きな数値を入力して下さい。)



トレーラー：「車検証の数値」又は「積載貨物の幅」の**いずれか大きい方**の値を入力します。



- ① バラ積みの場合、はみ出しが認められていませんので車検証の数値を入力して下さい。
(包括申請時は同一型式中の一番大きな数値を入力して下さい。)
- ② 積載貨物のはみ出しのある場合は、積載貨物の幅を入力して下さい。(はみ出しは単体物に限られます)
- ③ 空車の場合は、車検証の値を入力して下さい。
(包括申請時は同一型式中の一番大きな数値を入力して下さい。)

高さ

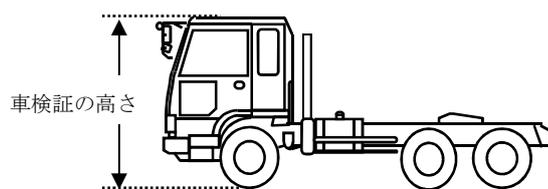
トラック：「車検証の数値」又は「積載貨物を積んだ状態の高さ」の**いずれか大きい方**の値を入力します。



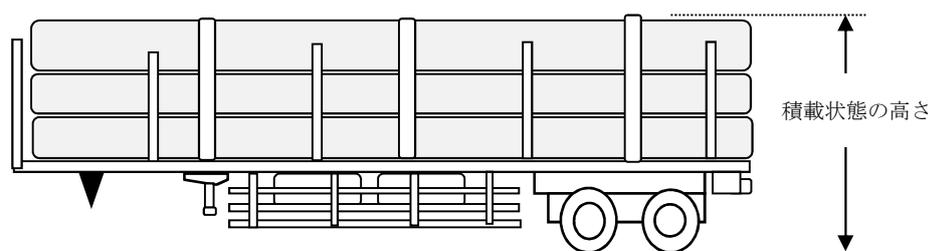
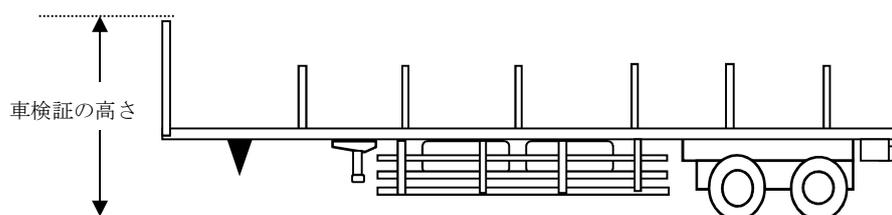
- ① バラ積みの場合は、高さ 3.8m（高さ指定道路は 4.1m）を超えることはできません。

トラック：「車検証の数値」を入力します。

（包括申請時は同一型式中の一番大きな数値を入力して下さい。）



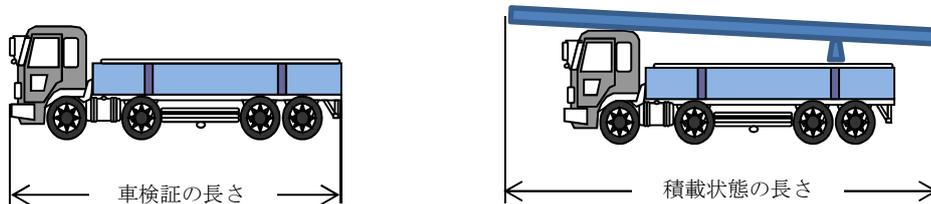
トレーラー：「車検証の数値」又は「積載貨物を積んだ状態の高さ」のいずれか大きい方の値を入力します。



- ① バラ積みの場合は、高さ 3.8m（高さ指定道路は 4.1m）を超えることはできません。
- ② 空車時は車検証の値になります。
（包括申請時は同一型式中の一番大きな数値を入力して下さい。）

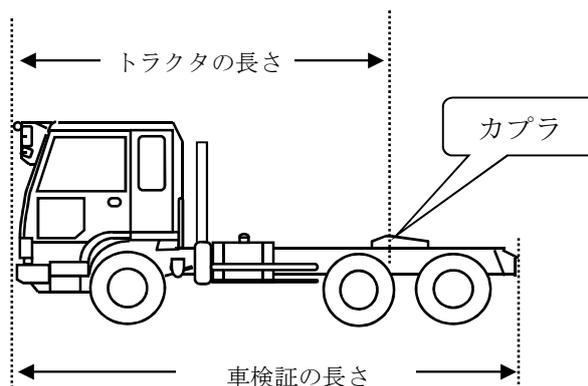
長さ

トラック：「車検証の数値」又は「積載貨物を積んだ状態の長さ」のいずれか大きい方の値を入力します。



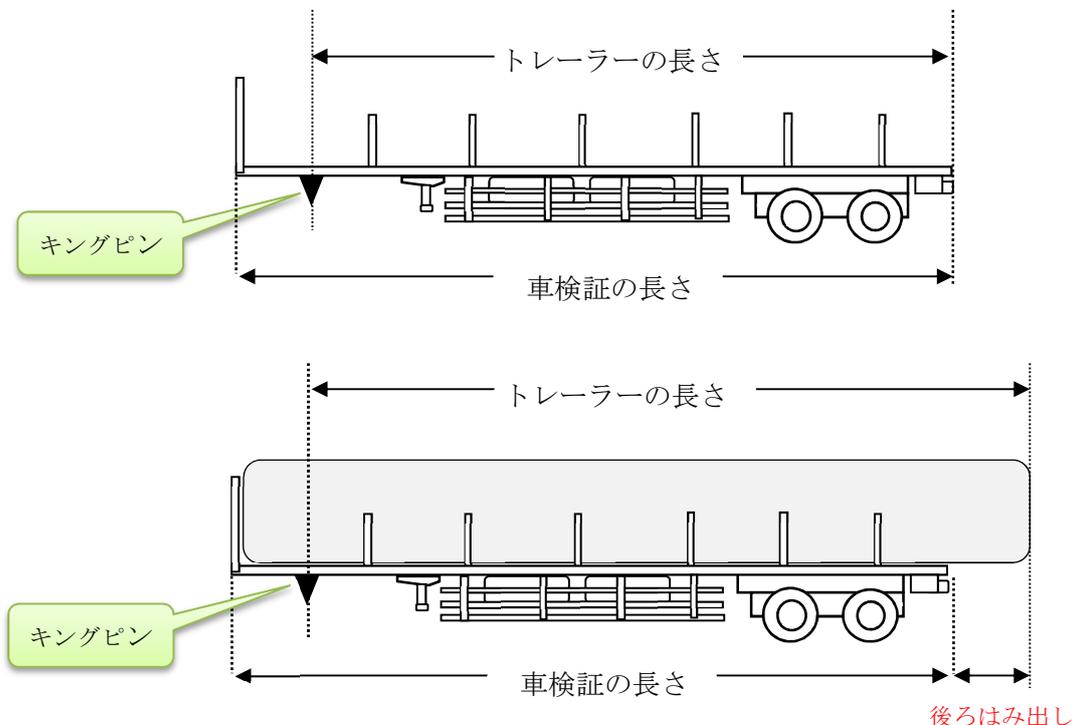
- ① バラ積みの場合は、長さ 16m を超えることはできません。
（16m を超える場合は単体物しか積載できません。また、車検証の長さの 1.5 倍の長さまでとなります。ただし、前後へのはみ出しは 3 割以下です。）

トラクタ：最前部（バンパー）から、カップラまでの長さを入力します。



- ① 車検証の長さではありませんので、車両図面より長さを確認して下さい。

トレーラー：キングピンから最後部までの長さを入力して下さい。



- ① 車検証の長さではありませんので、車両図面より長さを確認して下さい。
- ② 「長さの緩和」がなければ 12m を超えません。(古い車両では例外あり)
ただし、積載貨物の後ろへのはみ出しがある場合は積載貨物の最後部までの長さを入力します。
- ③ バラ積みの場合は、連結全長が 17m を超えることは出来ません。
また、後ろへのはみ出しは連結全長の 3 割まで (ポールトレーラー除く) です。

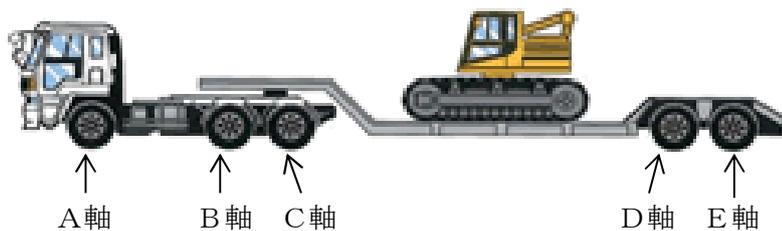
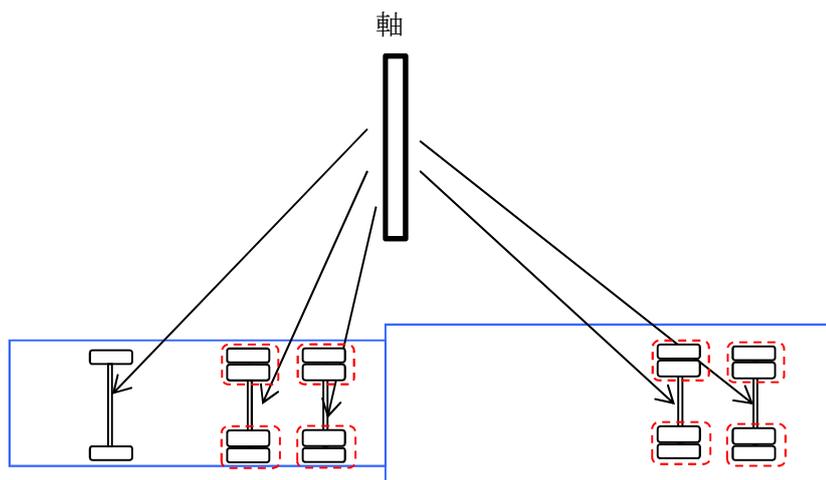
【トラブルの例】

- ・ホイールクレーンやクレーン用台車の寸法が、「車検証」の数値と、「新規開発車両（単車）設計製作基準適合証明」や、「新規開発車両の諸元に関する説明図書」に記載されている数値と異なっています。
- ・基本的に、幅、高さ、長さ、重量、軸重、の数値は「車検証」の数値を入力します。
また補助的に「車検証」に記載の無い、軸間距離（軸距）や、最少回転半径、輪間距離（輪距）等は「新規開発車両（単車）設計製作基準適合証明」や、「新規開発車両の諸元に関する説明図書」に記載された数値を参考に入力します。

第 2 項 軸と輪数・Gコードについて

軸と輪数

軸：左右のタイヤをつなぐ中心となる棒（軸）のことです。

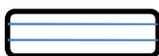


(前から順番に A→B→C→D→E 軸となります)

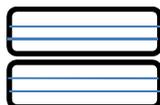
(イラスト出典：(公財)日本道路交通情報センター 資料)

輪：タイヤのことです。

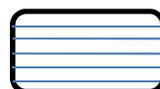
シングルタイヤ



ダブルタイヤ

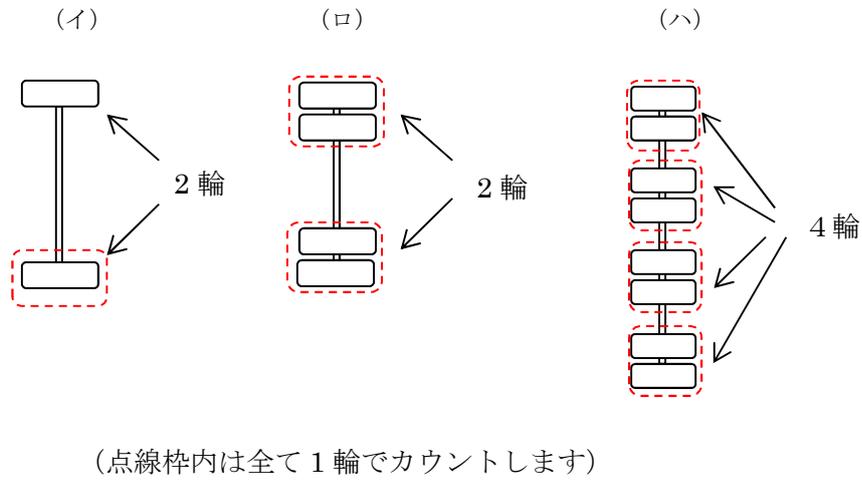


ワイドシングルタイヤ



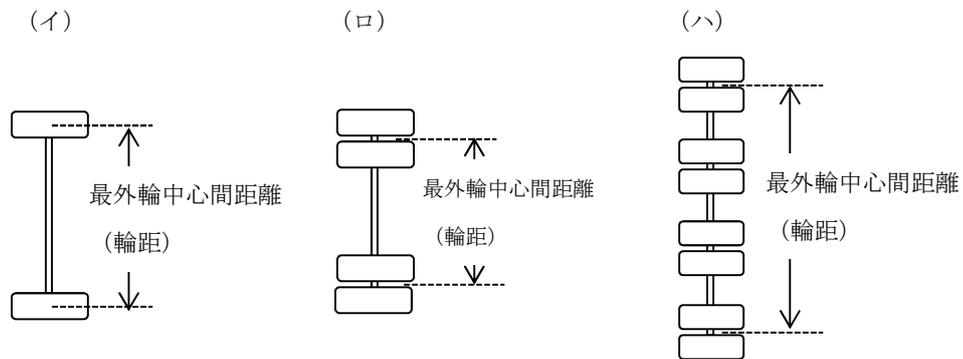
(ダブルタイヤも 1 輪でカウントしますので、上記タイヤは全て 1 輪となります)

輪数：一つの軸に対してタイヤがいくつ付いているのかを入力します。



G コード

最外輪中心間距離：各軸の最外輪中心間距離（右のタイヤの中央から左のタイヤの中央までの距離＝輪距）を車両四面図等から求め、別表（1）Gコード表よりコード番号を入力します。

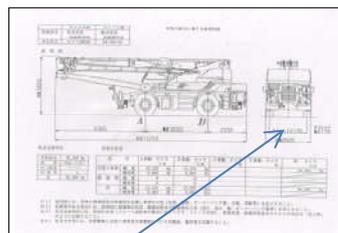


最外輪中心間距離 (G)	コード
200 c m 以下	1
201 c m ~ 225 c m	2
226 c m ~ 250 c m	3
251 c m ~ 275 c m	4
276 c m ~ 300 c m	5

- ① ホイールクレーンや、クレーン用台車の場合は「新規開発車両（単車）設計製作基準適合証明書」や、「新規開発車両の諸元に関する説明図書」に「輪距 (mm)」として記載されています。

新規開発車両（単車）設計製作基準適合証明書

新規開発車両の諸元に関する説明図書

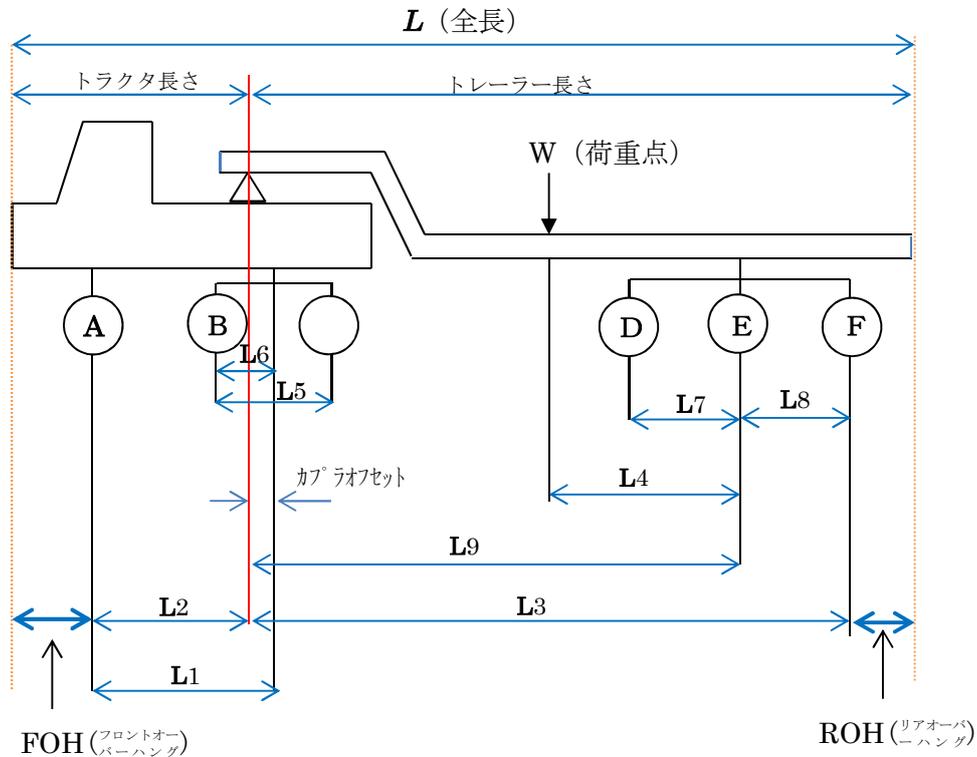


輪距 (mm)

第 3 項 各輪の軸間距離および荷重点等の距離について

軸間距離（^{じくきよ}軸距）：軸と軸との間の水平距離のことです。（L 値）

(1) 6 軸セミトレーラーの例



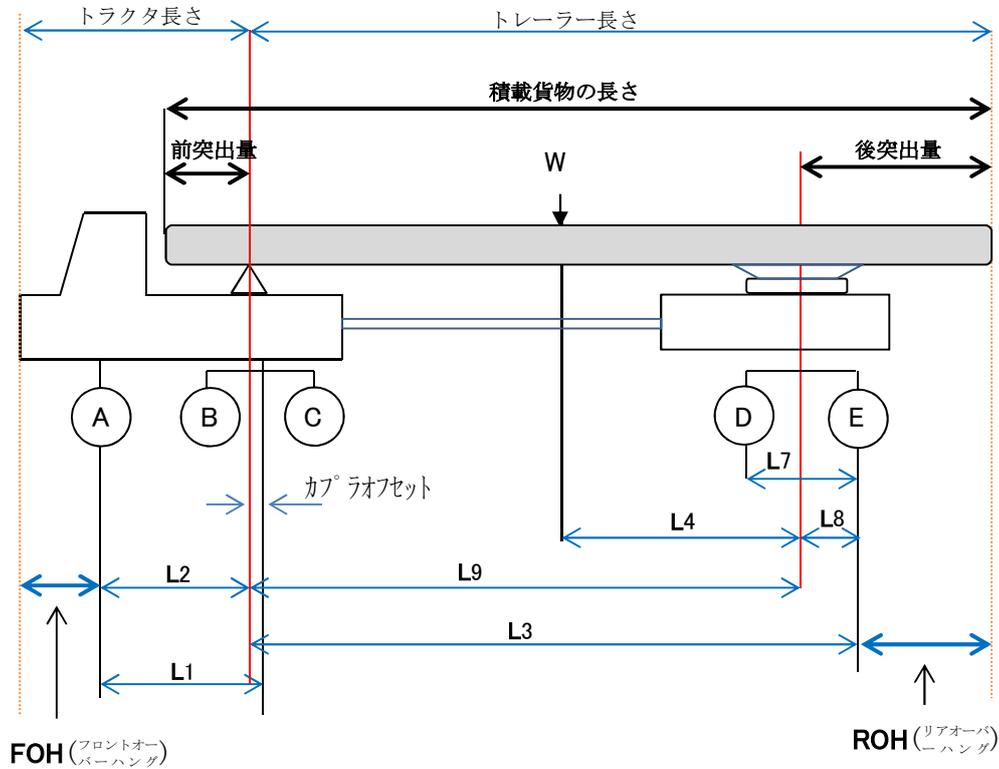
軸間距離（軸距）の確認方法

- ① トラクタ長さ - $L2 = \text{FOH}$ (約 140cm 前後)
- ② トレーラー長さ - $L3 = \text{ROH}$ (約 80cm 以上)
- ③ $L1 - L2 = \text{カプラオフセット}$ (2 軸車 = 約 60cm 前後、3 軸車 = 約 20cm 前後)
- ④ $L9 + L8 = L3$
- ⑤ $L9 \times 1/2 = \text{約 } L4$ (トレーラーの形状、積載貨物の形状、重心等により異なる。)

【トラブルの例】

- ・ 軸距の合計が車両の長さより長くなってエラーになった。
($L9 + L8$ の合計、又は、 $L3$ がトレーラーの長さを超えている)
- ・ $L4$ の数値が積載物の割合から、短い、又は長すぎる。(※ 第 5 項「積載貨物について」参照)
- ・ 入力する数値の単位を間違えて入力した。(mm と cm を間違えて入力)

(2) 5 軸ポールトレーラーの例



ポールトレーラーの前・後突出量は、以下のように計算できます。

- 前突出量 ……………積載貨物の長さ－トレーラーの長さ
- 後突出量 ……………トレーラーの長さ－L9

<計算の例>

12mの積載貨物を積載する場合に前突出量を 1m、後突出量を 3mにしたいときは

- 12m－トレーラーの長さ＝1m …………… トレーラーの長さは 11m
- トレーラーの長さ (11m)－L9＝3m …………… L9 は 8m

以上により、「トレーラーの長さ」と、L9 が決まればあとは図面より L7、L8、L3、を入力していきます。(L4 は積載貨物の中心を計算して下さい。)

(ただし、ROH にはご注意下さい。)

【トラブルの例】

- ・ポールトレーラーの前突出量と、後突出量が車検証の数値を超えている。
- ・入力する数値の単位を間違えて入力した。(mmとcmを間違えて入力)

第 4 項 重量について (自重・軸重・隣接軸重)

自重 (車両重量)

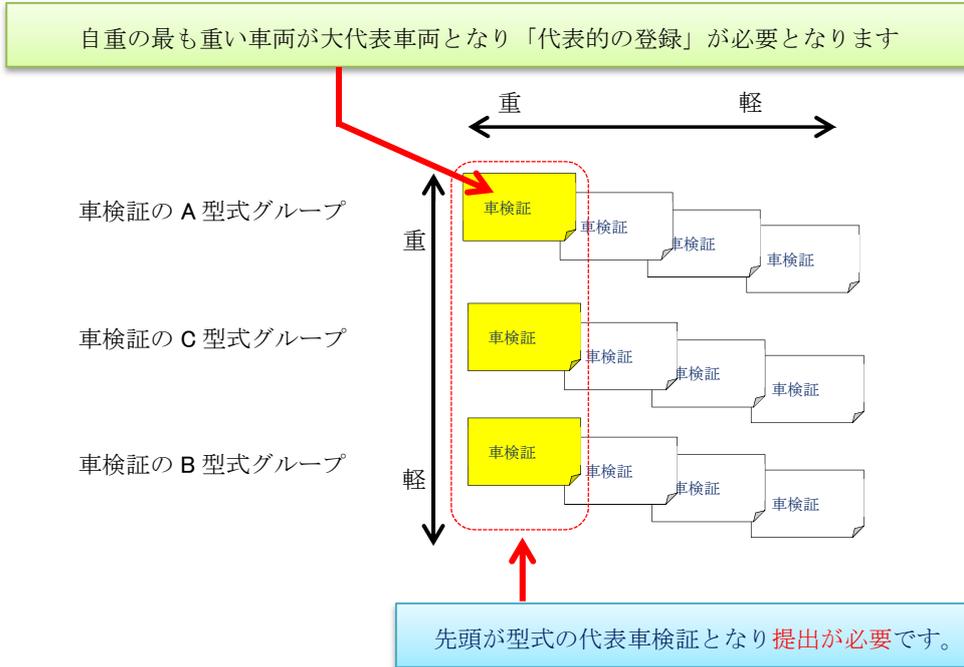
車検証に記載されている「車両重量」を入力します。

自動車検査証 (トラクタ)		平成22年 4月 2日		●●運輸局 ●●陸運支局長	
自動車登録番号または車両番号	登録年月日/交付年月日	初年度登録年月日	自動車の種別	用途	車体の形状
土浦 100 か 5925	平成17年 5月30日	平成17年 5月	普通	貨物 事業用	トラクタ
車名	乗車定員	最大積載量	自重	車高	車高前重量
ニッサンディーゼル	2{2}人	51910{18000}kg	8000kg	81020{27110}kg	
車台番号	長さ	幅	高さ	前軸重	後軸重
CW632G-30507	640cm	248cm	285cm	72060kg	1970kg
型式	駆動方式	燃料消費率又は定格出力	燃料の種類	型式指定番号	種別区分番号
KL-CW632GHT	RH10	26.50	軽油		
所有者の氏名又は名称	<input checked="" type="radio"/> x 運送 株式会社				
所有者の住所	京都府京都市〇〇〇〇〇〇				
使用者の氏名又は名称	<input checked="" type="radio"/> 運送 株式会社				
使用者の住所	大阪府大阪市〇〇〇〇〇〇				
使用の本据の位置	*****				
有効期限の満了する日	平成23年 4月 1日	平成 年 月 日			
備考	(土酒) 継続検査 自動車重量税額 ¥173,600 使用車種規制 (Max-PM) 適合。この自動車の使用の本拠はMax-PM対象地域外です。 速度抑制装置付 [走行距離計表示値] 190,500km (平成22年4月2日) [総走行距離計表示値] 124,000km (平成21年4月2日) 平成13年騒音規制車。近接騒音規制値 99dB * 保安基準適合 * [認定年月日] 平成15年6月20日 [製造運輸局] 392 [種別事項] [004] 車両重量。[005] 軸重。[056] 隣接軸重。[098] 一級種別 [種別事項] [004] 自動車の後軸及び隣接軸重には、車検証を提出すること。[005] 自動車の後軸及び隣接軸重には、軸重を表示すること。[095] 自動車の後軸及び隣接軸重には、隣接軸重を表示すること。[091] 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。				

車両重量

包括申請では同一型式中の一番重い車両が「型式の代表車両」となり、車両諸元の入力をおこないます。また「型式の代表車両」の中でもさらに一番重い車両が「代表車両の設定」の対象となります。

(「型式の代表車両」は車検証の提出が必要となります。)



軸重

車検証に記載されている「軸重」を入力します。(前前軸重・前後軸重・後前軸重・後後軸重)

番号 0000 平成21年4月 23日 ●●運輸局 ●●陸運支局長

自動車検査証

自動車登録番号または車両番号 和泉 11 け 4217	登録年月日/交付年月日 平成15年7月4日	初年度登録年月日 平成3年11月	自動車の種別 普通	用途 貨物 事業用	自家用・事業用の別	車体の形状 セミトレーラ
車名 東急	乗車定員 一人	最大積載量 26000kg	車両重量 11080kg	車両総重量 29000kg	自重 11080kg	自重率 38.2%
車台番号 大[61]12320大	長さ 1108cm	幅 250cm	高さ 265cm	前軸重量 2900kg	後軸重量 2590kg	後後軸重 2590kg
型式 TF503-2	原動機の形式	総排気量又は定格出力	燃料の種類	型式指定番号	種別区分番号	
所有者の氏名又は名称 ○×運送 株式会社	所有者の住所 京都府京都市000000	使用者の氏名又は名称 ○△運送 株式会社	使用者の住所 大阪府大阪市000000	使用の本拠の位置 *****	有効期間の満了する日 平成22年4月22日	平成 年 月 日

備考
[和泉] 継続検査
自動車重量税 非課税
[21年度税制]平成21年4月23日 継続検査 受検済み
保安基準緩和[法定年月日]平成20年5月21日[近畿運輸局]7111[緩和事項][00
*車検対象重量[別表事項][002]けん引自動車の後部には、けん引可能積載重量と車
両重量及びけん引可能積載重量と最大積載重量を併記すること。[092]運行にあたって
は、道路交通法及び道路法を遵守すること。[094]けん引自動車には運行記録計を備え、
運行状況の記録をすること。[121]分割可能な貨物の輸送時には、4本の縦向きスタンプシ
ールを貼付すること。また、その旨を車体の側に記載すること。*けん引車*コッサンデー
ゼル KLCW532GHT、三菱 PJ-FV50JHR、KL-FV50NHR、KL-FV50LH
R、*第五軸重量*10、510kg以上のものとする。*台帳*あり[シリアル番号]TF50
3-2-51003 以下余白

軸重

各軸重は、10.0 トンを超えることは出来ません。また、各軸重の合計が車両総重量をこえてはいけません。

ただし、単体物を積載する場合で軸重の緩和を受けられた車両につきましては緩和された軸重まで積載することは可能です（バラ積みの場合は不可）。

隣接軸重

◆ 「隣接軸重」とは、隣り合う軸重の合計（イ、ロ、ハ、ニ、ホ）です。

I、隣り合う車軸の距離（①②③④⑤）が、1.8メートル以上

→ 20.0 トン（10.0 t + 10.0 t）

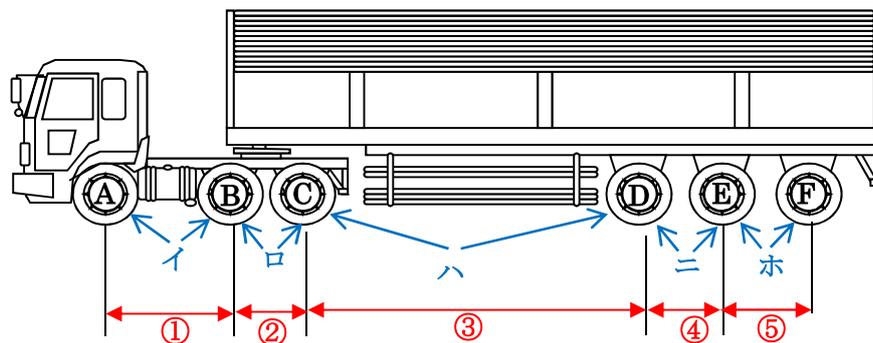
II - i、各々隣り合う車軸の距離（①②③④⑤）が、1.8メートル未満

→ 18.0 トン（両軸重あわせて 18 t 以下で可）

II - ii、ただし、各々隣り合う車軸の距離（①②③④⑤）が、1.3メートル以上の時は、隣り合う車軸の軸重がいずれも 9.5 トン以下であれば

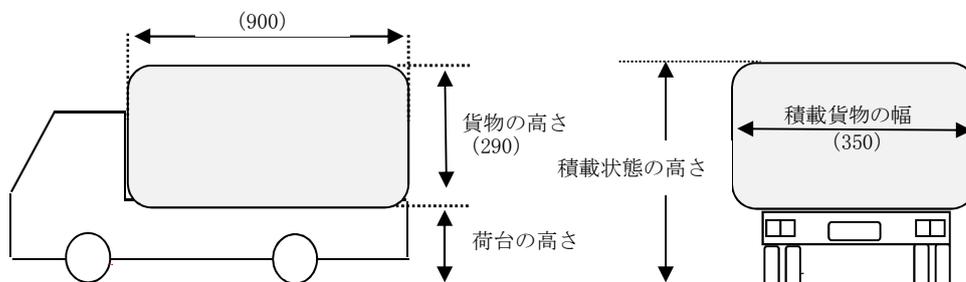
→ 19.0 トン（9.5 t + 9.5 t）

ただし、単体物を積載する場合で「隣接軸重の緩和」を受けられた車両につきましては緩和された隣接軸重まで積載することは可能です（バラ積みの場合は不可）。



第 5 項 積載貨物について

寸法の入力：積載貨物の幅、高さ、長さは**積載貨物自身の幅、高さ、長さ**を入力します。



(申請書表紙の表示)

積載 貨物	幅	高さ	長さ
	350 c m	290 c m	900 c m
	品名	鋼製品	

- ① 入力する単位に注意して下さい。(図面→mm、入力→c m)
- ② **総重量が 44 トン、軸重が 10 トン**を超える場合や、寸法において、**幅 (250 c m 又は、車両の幅)、全長 (トラック 16m、セミトレ 17m、フルトレ 19m)、高さ (380 c m、ただし高さ指定道路は 410 c m)**、を超える場合は単体物しか積載できませんのでご注意下さい。
- ③ 単体物を積載する場合の品名に注意して下さい。
例えば、品名が「鋼矢板」や「厚板」等であれば、1 枚。また、「杭」「H鋼」「電柱」等などの場合は 1 本しか積載できませんので、寸法は 1 枚分、又は 1 本分の寸法を入力して下さい。
(結束していても単体物とはみなされませんのでご注意下さい。但し結束の緩和があればこの限りではありません)
- ④ [積載状態の高さ (380) - 積載貨物高さ (290) = 車両の荷台までの高さ (90)] になりますので、荷台までの高さを車両図面で再確認して下さい。
(荷台高さの間違いが、非常に多いです)
- ⑤ 包括申請時の積載貨物は同一なものに限られます。
(したがって、寸法・積載重量が同じになります)
- ⑥ 単体物を積載する場合の**品名は 1 つに限定**して下さい。また「○○○他」の入力も避けて下さい。
- ⑦ 以下の場合には、道路交通法 (道路交通法施行令) により、「**制限外積載許可**」

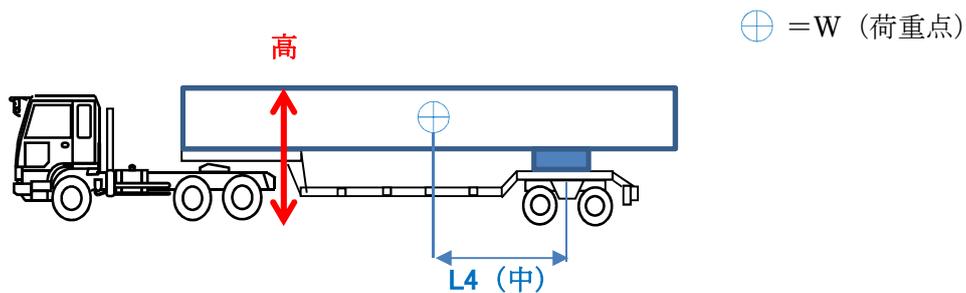
が必要となりますので、**出発地を管轄する警察署で申請**をお願いします。

- イ) 積載状態で、高さ 3.8m 超（高さ指定道路では 4.1m 超）の場合。
- ロ) 貨物の後ろへのはみ出しが、全長の 1 割を超える場合。
- ハ) 車両幅よりのはみ出しがある場合。

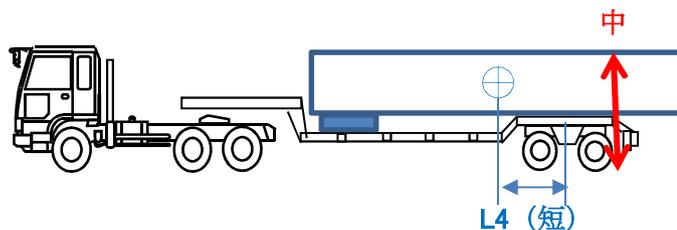
◆ 積載貨物と諸元の高さ（積載状態の高さ）の関係

積載貨物の高さは同じであるが、積載貨物の長さにより**積載する場所が変わる**ことによって**諸元の高さ（積載状態の高さ）**と**荷重点が変化**する例。（低床、中低床トレーラ）

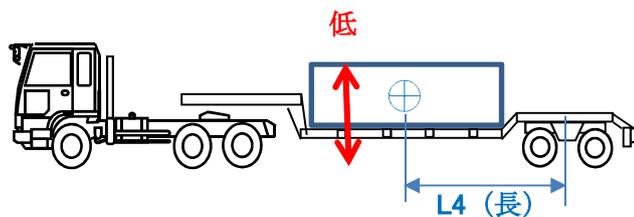
例 1) 積載貨物が長い。（積載状態の高さは最も高く、L4 の長さは中程度だが、貨物がもっと長くなれば、さらに短くなる。）



例 2) 積載貨物がやや長い。（積載状態の高さは中程度、L4 の長さは短めで、貨物の長さは後突出量よりこれ以上長い貨物は積載が困難。）



例 3) 積載貨物が短い。（最も安定した積載で、L4 はカタログ値（荷台オフセット）と同じ）



第 2 章 通行経路表の作成

第 1 節 作成にあたって

第 1 項 申請の対象となる道路は

道路法の適用される道路（**道路法上の道路**）が対象となり、通行する場合は特殊車両の許可が必要となります。

道路法の適用されない道路（**道路法適用外道路**）は、申請者においてそれぞれの道路管理者に相談し、必要な手続きをおこなう必要が有りますのでご注意ください。また、特殊車両の通行については道路法の制約は受けず許可対象外ですが、通行する場合は経路に含んでの申請が必要となります。

道路法上の道路の種類

- ① 高速自動車国道（主に各高速道路株式会社が管理）
- ② 一般国道（国の管理する直轄国道）
- ③ 一般国道（都道府県、政令指定都市が管理）
- ④ 都道府県道（都道府県、政令指定都市が管理）
- ⑤ 市町村道（市町村が管理）
- ⑥ 認定道路（各地方自治体等が道路法上の道路として認定して管理）
- ⑦ その他

道路法適用外道路の種類

- ① 工事用道路（工事用道路地図の提出が必要です）
- ② 港湾道路・臨港道路・河川道路
- ③ 農道・広域農道、林道、漁港道路
- ④ 私道、構内道路
- ⑤ 未認定道路（道路法上の道路として認定されていない道路）
- ⑥ その他

（道路法適用外道路は、未収録路線とは異なりますのでご注意ください。）

第 2 項 道路情報便覧について

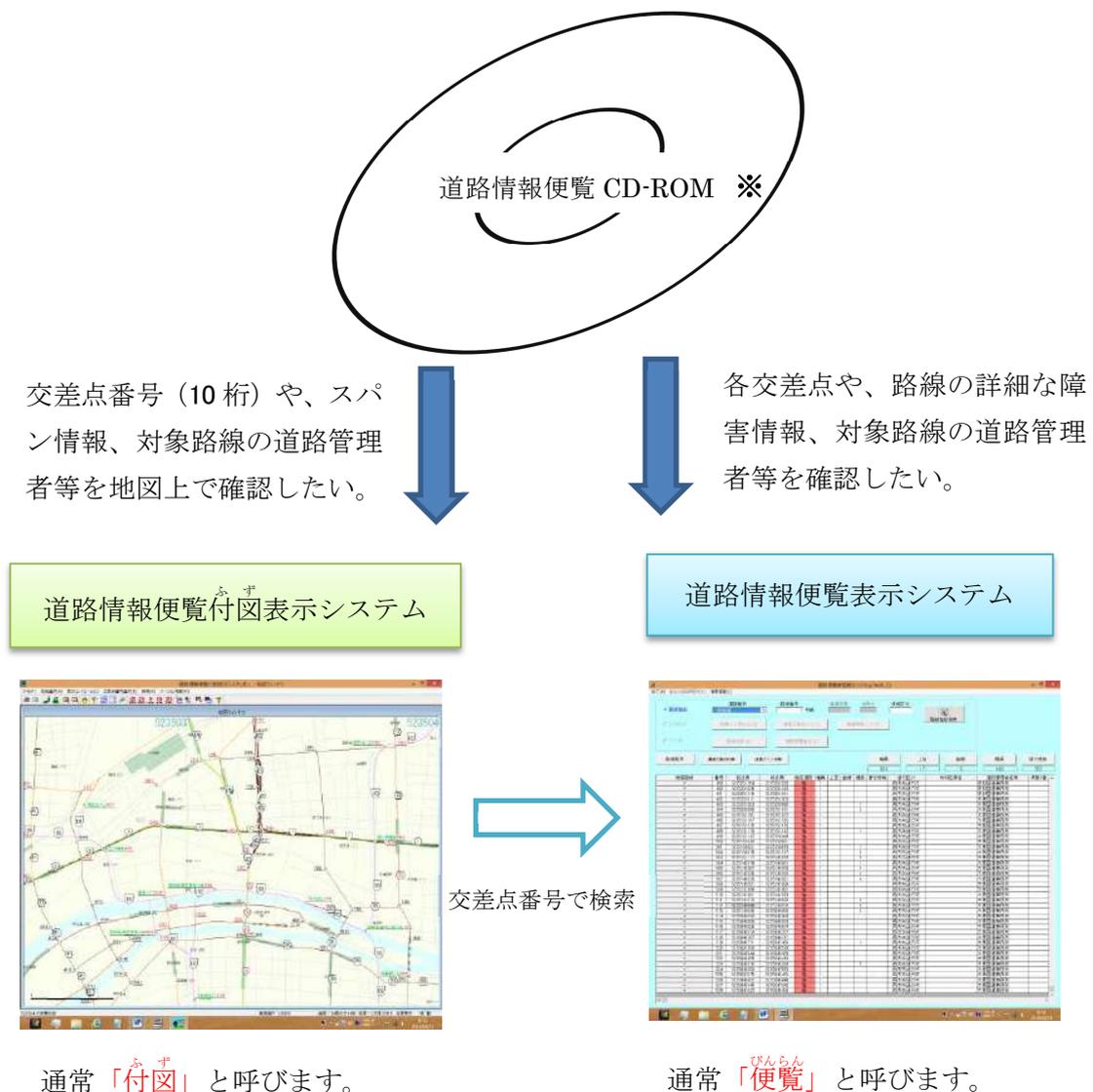
道路情報便覧とは

特殊車両の通行を想定した道路の構造要因、交通条件等についてあらかじめ現地調査を行って得たデータを全国的に収集・収録した**審査用のデータベース**です。

橋梁等の構造物や、交差点・道路幅員・最少曲線半径などの情報が含まれています。

最新の道路状況と整合させておくため、**例年 3 月にデータ更新**をおこない「CD-ROM」
として各道路管理者に配布され、また、申請者にも無償配布しています。

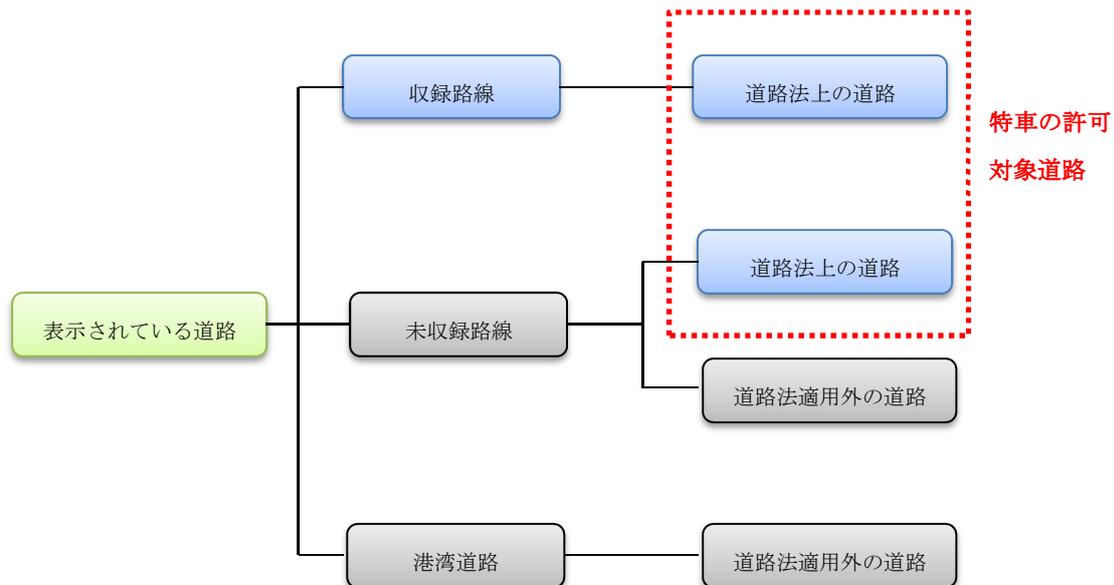
道路情報便覧（審査データベース）に収録された道路は、迅速な審査が可能です！



※ 道路情報便覧表示システムは、オンライン申請 PR サイトよりダウンロード可能ですが、
付図表示システムはダウンロードに対応していませんのでご了承下さい。

(CD-ROM は、最寄りの国道事務所で無償配布、または郵送にて入手できます)

道路情報便覧に表示されている道路



第 3 項 作成のポイント

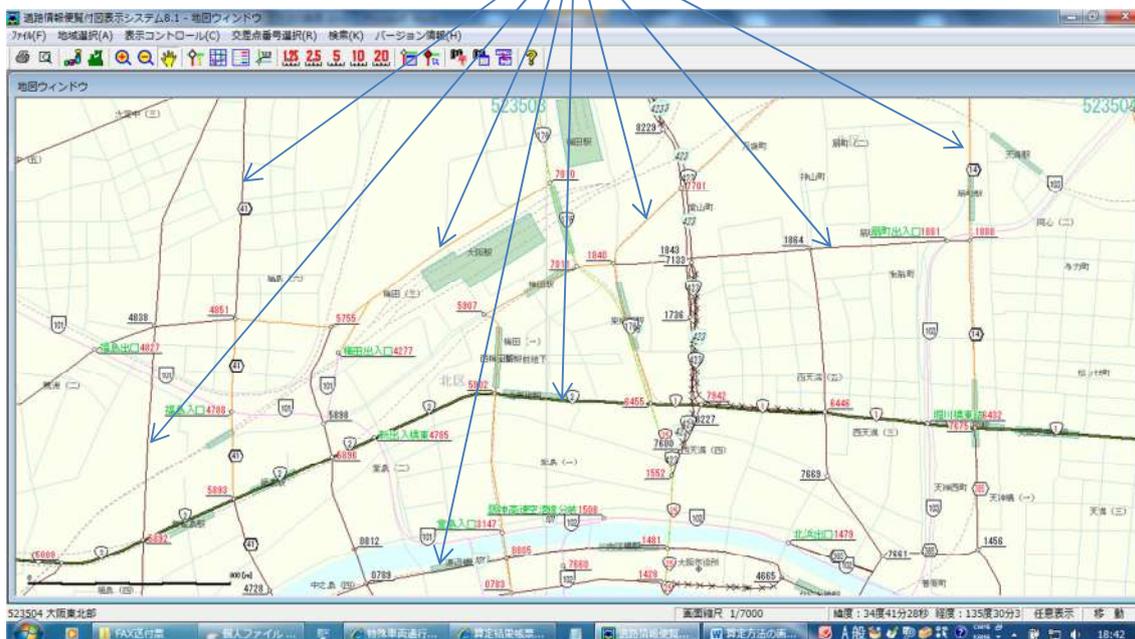
第 2 節 経路の作成

第 1 項 収録（採択）路線

道路情報便覧（審査データベース）に登録された道路（路線）で、全て「道路法上の道路」となります。

通行経路が全て収録路線であれば迅速な審査が可能となります。

薄い水色以外 = 「収録路線」



第 2 項 未収録（未採択）路線

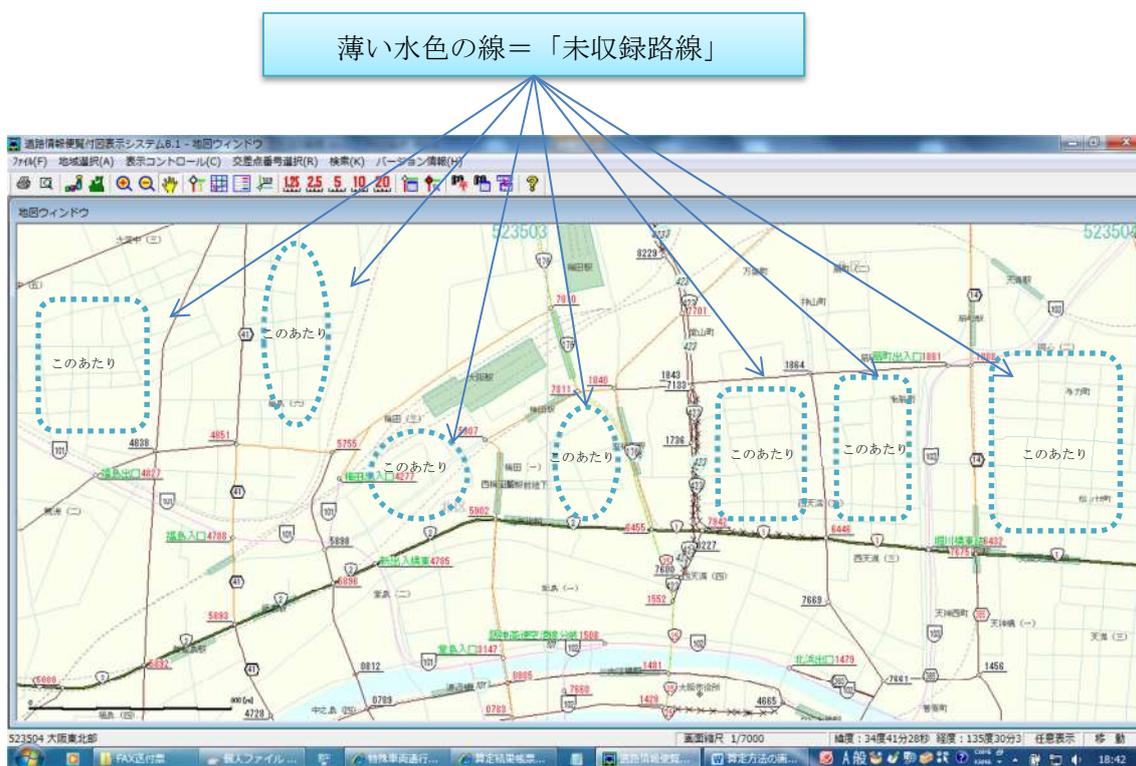
道路情報便覧（審査データベース）に登録されていない道路（路線）です。未収録路線には「道路法上の道路」と、「道路法適用外の道路」の 2 種類がありますのでご注意ください。

未収録路線は、システムに道路情報が無く路線名称がわかりませんので、各道路管理者（都道府県、市町村 等）に路線名を確認した上で申請する必要があります。

< 未収録路線名の入力例 >

確認した路線名は、「〇〇府道〇〇線」「〇〇県道〇〇線」や、「〇〇市道〇〇線」「〇〇町道〇〇線」のように入力して下さい。

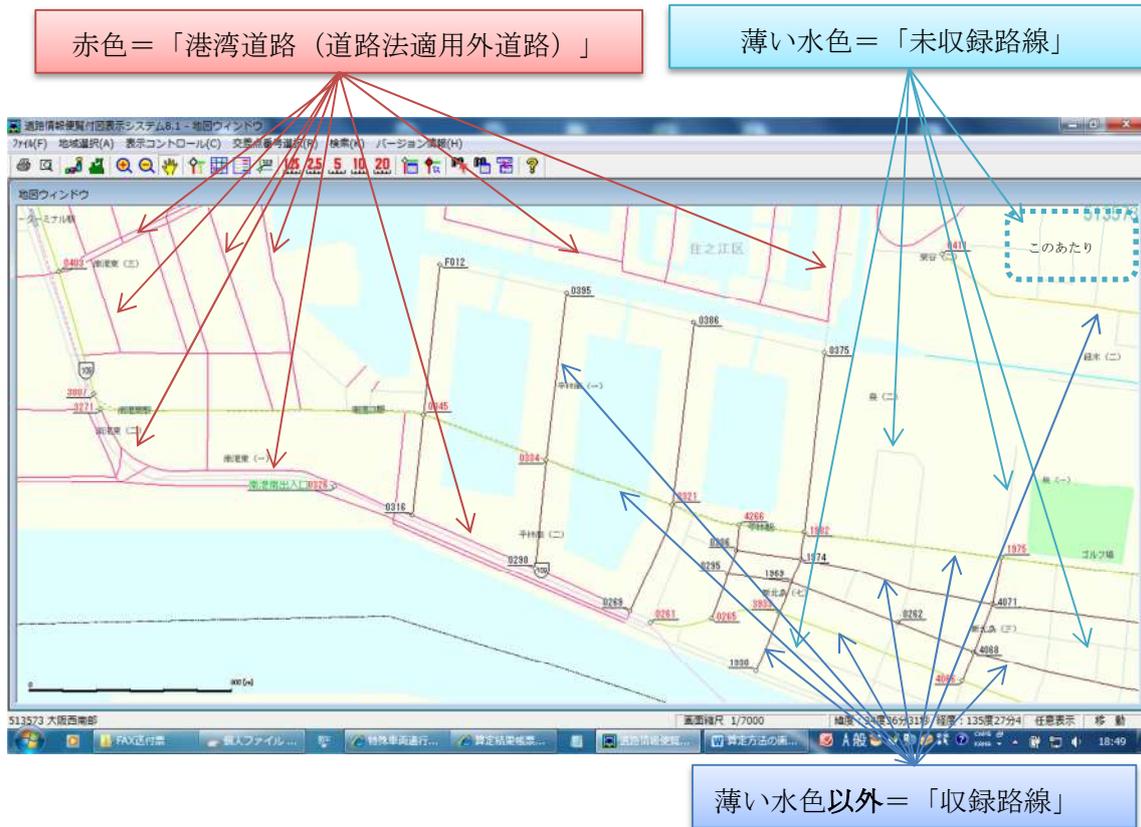
未収録路線は、システムに道路情報が有りませんので、全て「個別協議」の対象となります。



第 3 項 道路法適用外道路

道路法の適用されない道路で、特車の許可申請対象外ですが、別途管理するに許可申請する必要があります。(道路法適用外道路の種類 P34 参照)

道路法適用外道路は、道路情報便覧に未収録路線（薄い水色）としてや、一部の「**港湾道路（道路法適用外道路）**」（赤色の線）として、収録されています。



第 4 項 収録（採択）交差点と、未収録（未採択）交差点

収録（採択）交差点

交差点情報の収録された交差点です。（赤や黒で表示された「薄い水色以外」の番号です）

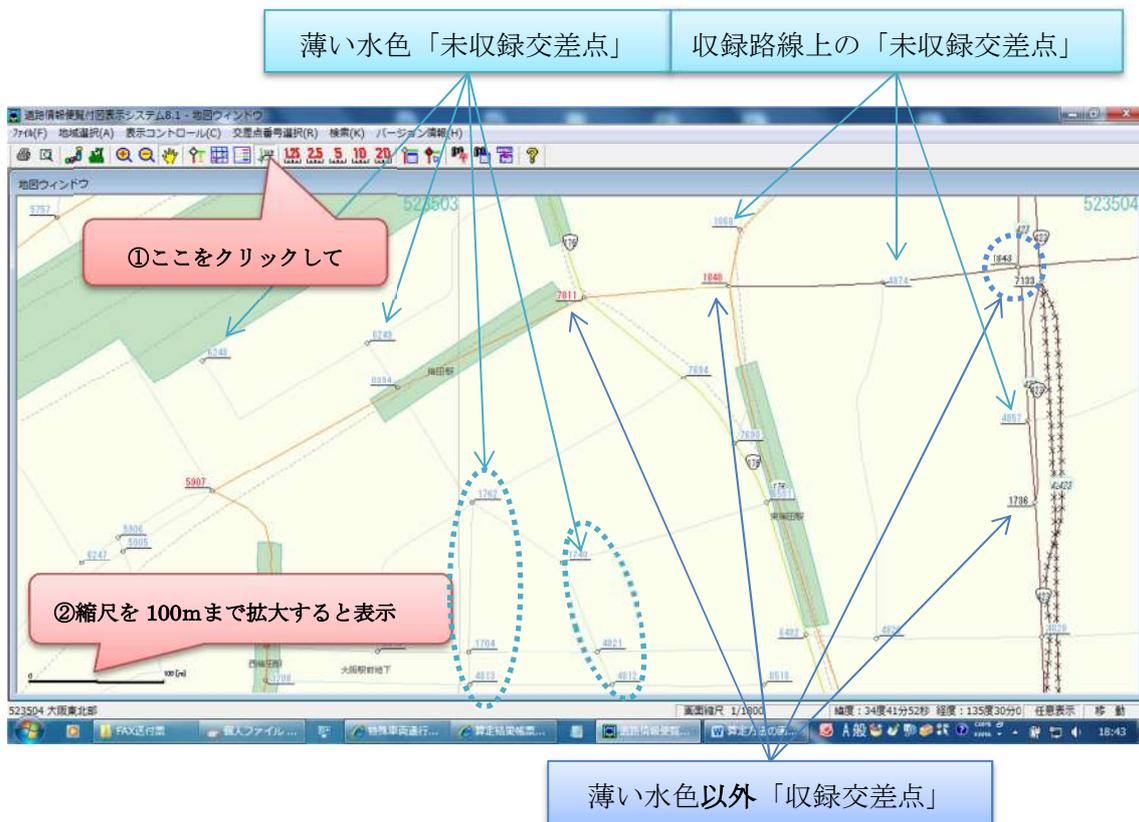
未収録（未採択）交差点

交差点情報の収録されていない交差点です。（薄い水色の番号で表示されています）

未収録交差点は、未収録路線上だけでなく、収録路線上にも存在しますのでご注意ください。

（「収録路線上の未収録交差点」と呼びます）

未収録交差点名を入力する場合は、「未収録交差点」と入力して下さい。



第 5 項 未収録路線名の確認方法について

未収録路線は道路の情報が有りませんので、**申請者にて確認して頂く必要があります**。確認方法としては、以下の方法が考えられます。

- A) 市販の地図や、インターネットの地図等でその道路が、都道府県道なのか、市町村道なのかを調べて該当しそうな自治体（都道府県、又は市町村）に電話、又は F A X などで確認する。
- B) 付近の収録路線の道路管理者を確認して、該当しそうな道路管理者に電話、又は F A X などで確認する。

<参考 1>

- ① 大阪市は、事務所に道路台帳が置いてあるので、閲覧して自分で調べる。
- ② 堺市は、堺市 HP にて公開しているので、インターネットで調べられる。

<参考 2>

- ③ 政令指定都市（巻末参照）は本来都道府県が管理する道路を移管され管理します。
(例) 大阪市内の都道府県管理の国道や府道は、大阪市が管理します。(堺市も同じ)

第 6 項 未収録路線地図の作成

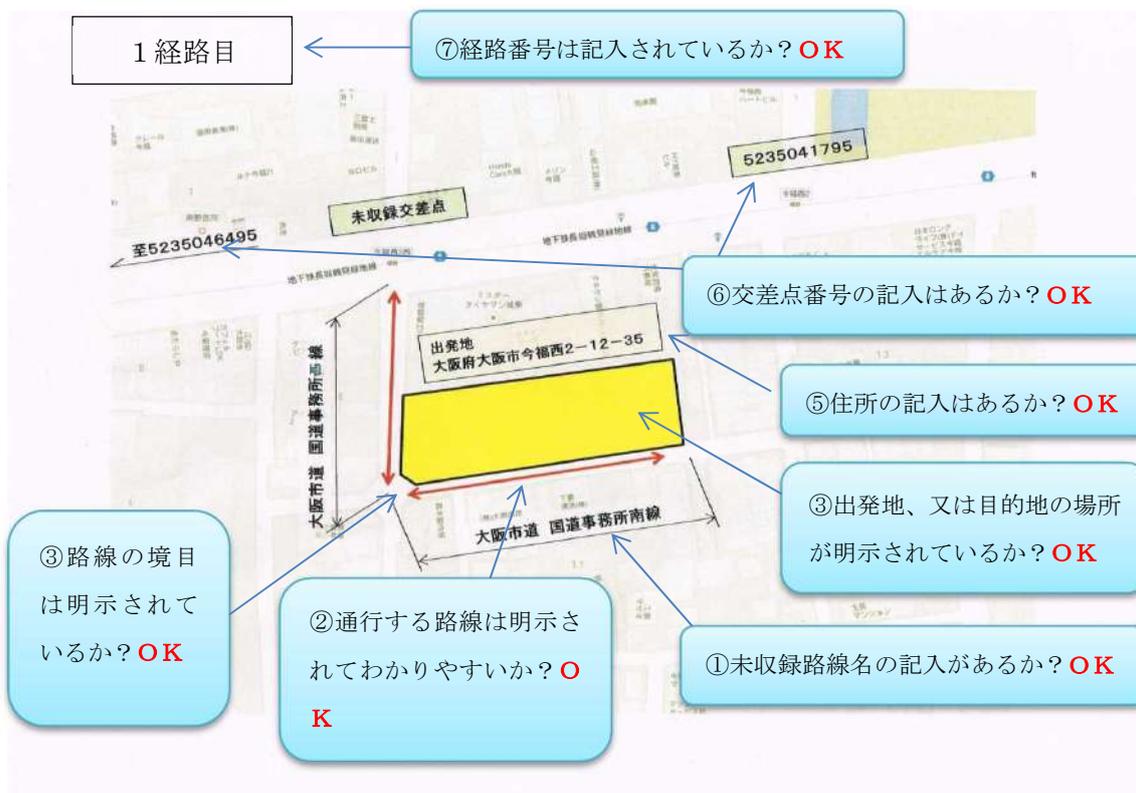
未収録路線（又は、工事中道路）を通行する場合は、審査者（協議先の道路管理者含む）がどの道路を通行するかわからないため、「未収録路線図」又は、「工事中道路地図」を作成し提出する必要があります。

<作成のポイント>

- ① 未収録路線名の記入があるか？
- ② 通行する路線は明示されてわかりやすいか？
- ③ 路線の境目は明示されているか？
- ④ 出発地、又は、目的地の場所が明示されているか？
- ⑤ 住所の記入はあるか？
- ⑥ 交差点番号の記入はあるか？
- ⑦ 経路番号は記入されているか？

※ 見やすくわかりやすい「未収録路線図」であれば、協議回答もスムーズになると思われます。

◆ <作成の例>

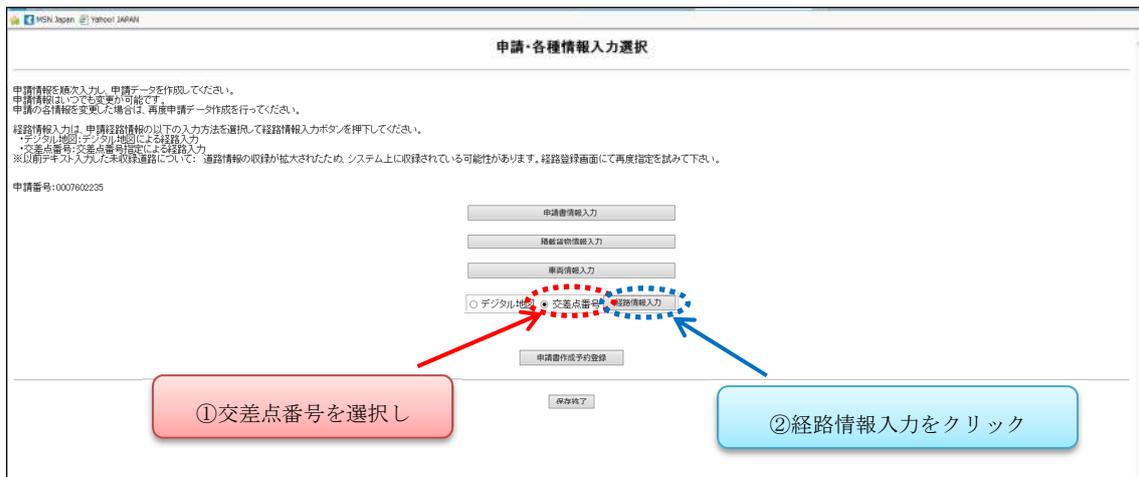


第 7 項 未収録路線の入力方法について（交差点番号入力による）

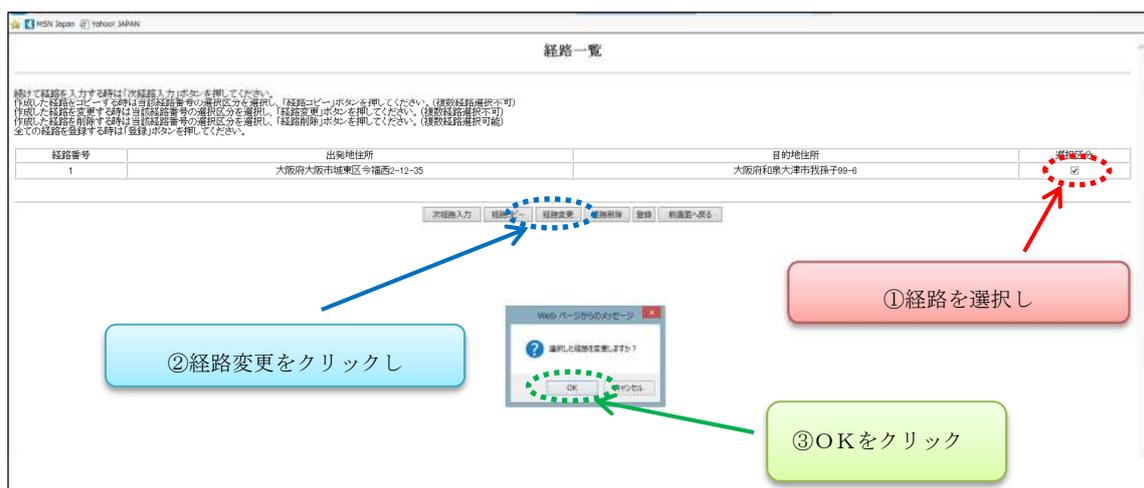
出発地から先頭交差点まで、未収録路線がある場合。

◆ 前ページの「未収録路線図」を参照して作成して見ます。

①



②



③

MSN Japan | Yahoo! JAPAN

交差点番号入力

出発地住所: 大阪府大阪市城東区今福西2-12-35

目的地住所: 大阪府和歌山市和歌子9-6

片道往復区分: 片道 往復

最終特車交差点から目的地までの路線

クリック

- 通過する交差点番号を入力してください。
- 未収録路線は「999999」もしくは「0」を入力してください。
- 10桁の入力から続く場合は、先頭の8桁は省略可能です。
- 「出発地から」としては「目的地までの未収録路線を省略申請経路を再表示した場合」は、再度「出発地(目的地)から特車交差点までの指定」画面にて「登録」ボタンを押下した後、「経路登録」を行って下さい。

1	5235041795	2	5235046495	3	5235046455	4	5235034738	5	5235034732
6	5235030602	7	5235035739	8	5135745714	9	5135531518	10	99999999
11	5135530619	12	5135530651	13		14		15	
16		17		18		19		20	
21		22		23		24		25	
26		27		28		29		30	
31		32		33		34		35	
36		37		38		39		40	
41		42		43		44		45	
46		47		48		49		50	

交差点追加 交差点削除 有料道路チェック 経路チェック 経路登録 前面図に戻る 印刷 50/250切替 交差点番号一括

④

MSN Japan | Yahoo! JAPAN

出発地から特車交差点までの指定

出発地住所: 大阪府大阪市城東区今福西2-12-35

交差点名称: 未収録交差点

路線名称: (未) 大阪市道 国道事務所西線

①未収録路線名を出発地から通行する順番に入力して下さい。

②「未収録交差点」と入力する

③確認をクリック

注意！
ここは何もしません。

登録 前面図に戻る

交差点名称および路線名称は必須入力です。「半角スペース」等は入力しないでください。

⑤

MSN Japan | Yahoo! JAPAN

出発地から特車交差点までの指定

出発地住所: 大阪府大阪市城東区今福西2-12-35

No.	交差点名称	路線名称
1	大阪府大阪市城東区今福西2-12-35	(未) 大阪市道 国道事務所常線
2	未収録交差点	(未) 大阪市道 国道事務所西線
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

交差点名称および路線名称は必須入力です。「半角スペース」等は入力しないでください。

①確認をクリックして

②OKをクリック

登録 前面図に戻る

Webブラウザの読み込みメッセージ

OK キャンセル

⑥

交差点番号入力

出発地住所 大阪府大阪市城東区今福西-12-35
 目的地住所 大阪府和泉大津市我孫子99-6
 片道往復区分 ○片道 ●往復

- 通過する交差点番号を入力してください。
- 未収録経路は「999999」を入力してください。
- 10桁の入力から始まる場合、先頭の0は省略可能です。
- 「出発地から」もしくは「目的地までの未収録経路を含む申請経路を再表示した場合、再度「出発地(目的地)から特車交差点までの指定」画面にて「登録」ボタンを押下した後、「経路登録」を行ってください。

1	5235041795	2	5235046495	3	5235046455	4	5235034738	5	5235034732
6	5235030602	7	5235035739	8	5135745714	9	5135531518	10	9999999
11	5135530619	12	5135530605	13		14		15	
16		17		18		19		20	
21		22		23		24		25	
26		27		28		29		30	
31		32		33		34		35	
36		37		38		39		40	
41		42		43		44		45	
46		47		48		49		50	

①経路登録をクリックして

②OKをクリック

⑦

経路一覧

経路を登録入力する時は「経路登録」ボタンをクリックしてください。
 作成した経路をコピーする時は当該経路番号の選択区分を選択し、「経路コピー」ボタンを押してください。(複数経路選択不可)
 作成した経路を変更する時は当該経路番号の選択区分を選択し、「経路変更」ボタンを押してください。(複数経路選択不可)
 作成した経路を削除する時は当該経路番号の選択区分を選択し、「経路削除」ボタンを押してください。(複数経路選択不可)
 全ての経路を登録する時は「登録」ボタンを押してください。

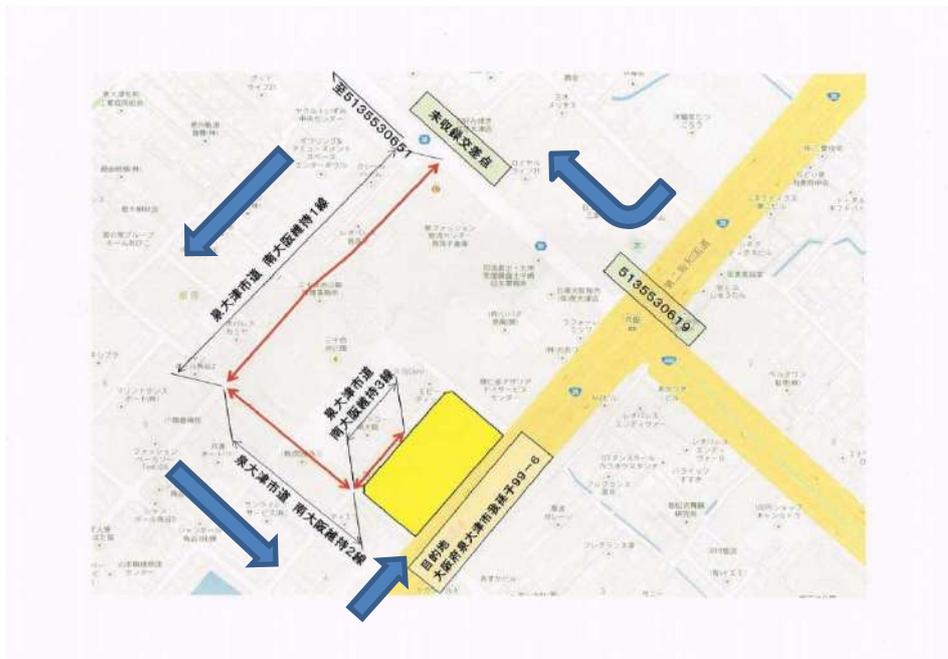
経路番号	出発地住所	目的地住所	選択区分
1	大阪府大阪市城東区今福西-12-35	大阪府和泉大津市我孫子99-6	<input type="checkbox"/>

①登録をクリックして

②OKをクリック

最終交差点から目的地まで、未収録路線がある場合。

◆ 未収録路線図の例（最終路線が未収録路線）



【①②は、P42 を参照】

③

交差点番号入力

出発地住所 大原市大原町東区中蔵町-12-35

目的地住所 大原市和泉町大原第99-0

片道往復区分 片道 往復

クリック

- 通過する交差点番号を入力してください。
- 未収録路線は「999999」もしくは「0」を入力してください。
- 19桁の入力から始まる場合、片道の指定は強制可能です。
- 「出発地から片道」は「目的地まで」の未収録路線を含む申請経路を再表示した場合は、再度「出発地(目的地)から特車交差点までの指定」画面にて「登録」ボタンを押下した後、「経路登録」を行ってください。

1	5235041795	2	5235046495	3	5235046455	4	5235034738	5	5235034732
6	5235030602	7	5235035739	8	5135745714	9	5135531518	10	9999999
11	5135530619	12	5135530651	13		14		15	
16		17		18		19		20	
21		22		23		24		25	
26		27		28		29		30	
31		32		33		34		35	
36		37		38		39		40	
41		42		43		44		45	
46		47		48		49		50	

交差点追加 交差点削除 有料道路チェック 経路チェック 経路登録 前面面に戻る リセット 50/250円種 交差点番号読み込み

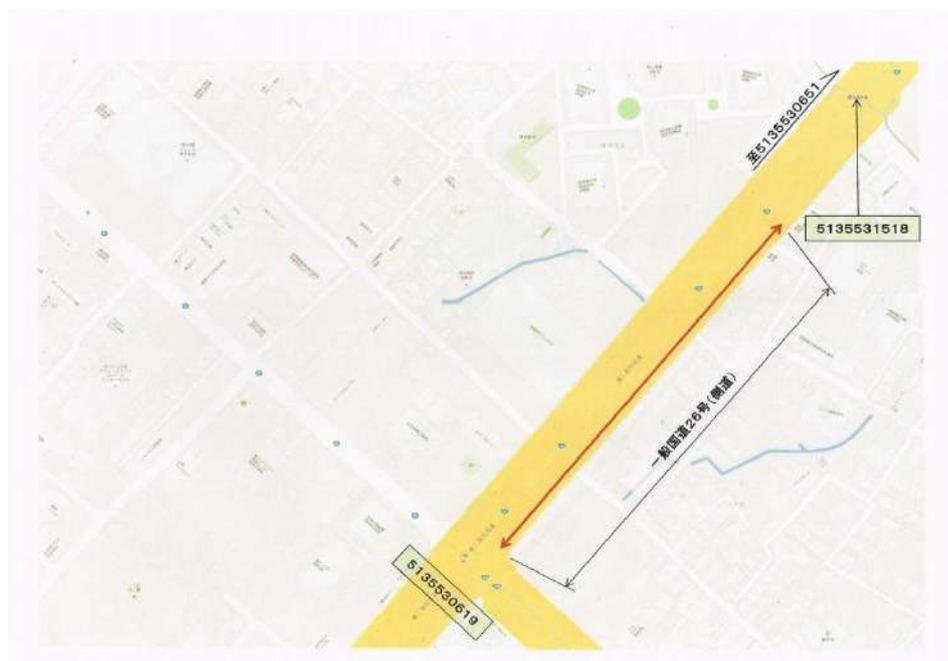
④

【⑤⑥⑦は P43～P44 を参照】

経路の途中に未収録路線がある場合。

通行経路の途中に未収録路線があるが、交差点番号が無い場合経路の作成ができない場合に、架空の交差点番号「999999」を入力し、未収録路線を入れて経路を完成させる方法です。

◆ 未収録路線図の例（未収録部分の側道を入力）



①

申請・各種情報入力選択

申請情報を精算入力。申請データを作成してください。
申請情報を入力しても変更が可能です。
申請の名前情報を変更した場合は、再度申請データ作成を行ってください。

経路情報入力。申請経路情報の以下の入力方法を選択して経路情報入力ボタンを押下してください。
・デジタル地図(デジタル地図)による経路入力
・交差点番号(交差点番号)指定による経路入力
※以前データ入力時に未収録道路に於いて、道路情報の収録が拡大されたため、システム上に収録されている可能性があります。経路登録画面にて再度指定を試みて下さい。

申請番号:0007602235

申請書情報入力
精算書情報入力
車両情報入力
 デジタル地図 交差点番号 経路情報入力
申請書作成手続登録
保存終了

①交差点番号を選択し

②経路情報入力をクリック

② 変更したい経路を選択して「経路変更」をクリックして

交差点番号入力

出発地住所 大宮市大宮市城東区今宿2-12-35
目的地住所 大宮市大宮市城東区今宿2-12-35
片道往復区分 片道 往復

・ 挿入する交差点番号を入力してください。
・ 本路線登録(1000000)としては登録できません。
・ 1000000以下の番号は、登録が成功しませんが、登録が成功しない場合があります。
・ 「出発地から」もしくは「目的地まで」の未収録道路を含む申請経路を再表示した場合は、再度「出発地(目的地)から特筆交差点までの指定」画面にて「登録」ボタンを押下した後、「経路登録」を行って下さい。

1	5235041795	2	5235046495	3	5235046455	4	5235034738	5	5235047322
6	5235030602	7	5235035729	8	5135745714	9	5135511518	10	999999
11	5135530619	12	5135530651	13		14		15	
16		17		18		19		20	
21		22		23		24		25	
26		27		28		29		30	
31		32		33		34		35	
36		37		38		39		40	
41		42		43		44		45	
46		47		48		49		50	

交差点追加 交差点削除 有料道路子入力 経路チェック 経路登録 前面画に戻る リセット 50/250切替 交差点番号検索

②挿入したい場所(空欄)に「999999」を入力して

①挿入したい交差点番号にカーソルを反転させ「交差点追加」をクリックし

③経路チェックをクリック

③

交差点路線一覧

不連続路線が存在する場合は、交差点番号入力画面にて修正してください。
未収録路線が存在する場合は、入力対象をチェック後、未収録入力ボタンをクリックして未収録路線を指定してください。入力欄は確認ボタンをクリックしてください。

No.	路線名称	開始交差点番号	終了交差点番号	開始交差点名称	終了交差点名称	収録
1	主要地方道 大坂府6号線 大南生線	5230041795	5230046405	# 5235041795	東生4丁目# 5235046495	収録
2	一般国道 1号線	-	5230046405	-	梅田新道# 5235046455	収録
3	一般国道 2号線	-	5230046405	-	野田新道# 5235046495	収録
4	主要地方道 大坂府29号線 環線(1) 大坂臨海線(環線01)	-	5235034732	-	吉野2# 5235034732	収録
5	指定市道 大田市1号線 環線(1) 福島福島線(環線01)	-	5235030602	-	千鳥橋# 5235030602	収録
6	指定市道 大田市1号線 福島福島線	-	5235035739	-	梅音# 5235035739	収録
7	一般国道 43号線	-	5135745714	-	花園北# 5135745714	収録
8	主要地方道 大坂府29号線 環線(1)	-	5135531518	-	花園南# 5135531518	収録
9	未収録	-	999999	-	未収録	未収録 <input checked="" type="checkbox"/>
10	指定市道 南大坂権	-	999999	-	未収録交差点	未収録
11	指定市道 南大坂権	-	5135530619	-	穴田# 5135530619	未収録
12	主要地方道 大坂府29号線 環線(1) 富田津泉大津線(環線01)	-	5135530651	-	我孫子# 5135530651	収録

①チェックボックスを選択し

注意！
ここに直接入力はしません。

②未収録入力をクリック

④

未収録路線の指定

特交交差点番号 環線01# 5135531518 から
未収録路線の指定は、未収録路線の未収録交差点番号および未収録路線名称の入力が必要となります。

No.	未収録交差点	未収録路線名称	収録
1	未収録交差点	[未] 一般国道26号線(街道)	<input checked="" type="checkbox"/>
2	未収録交差点	[未] 一般国道26号線(街道)	<input checked="" type="checkbox"/>
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

①未収録路線名を入力
(システム上必ず2行目にも入力が必要です。路線名が一つの場合は同じ路線名を2行目にも入力して下さい。)

②「未収録交差点」と入力する

注意！
ここは何もしません。

③確認をクリック

⑤

交差点番号入力

出発地住所 大坂府大東市城東3丁目12-25
目的住所 大坂府和泉市我孫子99-0
片道往復区分 片道 往復

通過する交差点番号を入力してください。
未収録路線は「999999」もしくは「0」を入力してください。
10桁の入力から始まる場合、片道/往復指定が可能です。
「出発地から」または「目的地まで」の未収録路線を各1件収録路線を再表示した場合は、再度「出発地(目的地)から特交交差点までの指定」画面にて「登録」ボタンを押下した後、「登録確認」を行って下さい。

No.	交差点番号	路線名称	収録
1	5235041795	大南生線	<input checked="" type="checkbox"/>
2	5235046495	東生4丁目	<input checked="" type="checkbox"/>
3	5235046455	梅田新道	<input checked="" type="checkbox"/>
4	5235034728	吉野2	<input checked="" type="checkbox"/>
5	5235034732	吉野2	<input checked="" type="checkbox"/>
6	5235030602	千鳥橋	<input checked="" type="checkbox"/>
7	5235035739	梅音	<input checked="" type="checkbox"/>
8	5135745714	花園北	<input checked="" type="checkbox"/>
9	5135531518	花園南	<input checked="" type="checkbox"/>
10	999999	未収録	<input checked="" type="checkbox"/>
11	5135530619	穴田	<input checked="" type="checkbox"/>
12	5135530651	我孫子	<input checked="" type="checkbox"/>

①OKをクリック

⑥ (以下の画面はエラーが出た場合に参考にして下さい。)

① エラーの内容を確認して

② 戻るをクリックする

※今回のエラーの原因は、「出発地から・・・」又は、「最終特車交差点から・・・」に未収録路線が入力されていた為、再度確認して登録ボタンを押す必要があった為です。

⑦ (以下の画面はエラーが出た場合に参考にして下さい。)

① 訂正が無くても再度入力画面を開け、登録ボタンを押して閉じる

② 経路登録をクリックする

5235041795	5235046495	5235046455	5235034738	5235034732
5235030602	5235035739	5135745714	5135531518	9999999
5135530619	5135530651			
16	17	18	19	20
21	22	23	24	25
26	27	28	29	30
31	32	33	34	35
36	37	38	39	40
41	42	43	44	45
46	47	48	49	50

⑧

MSN Japan | Yahoo! JAPAN

交差点番号入力

出発地住所: 大阪府大阪市城東区今福西2-12-35
 目的地住所: 大阪府和泉市荻孫子99-6
 片道往復区分: 片道 ※往復

※通過する交差点番号を入力してください。
 ※有効経路は「099999」から「10」を入力してください。
 ※10桁の入力から終了する場合、先頭の0は省略可能です。
 ※「出発地から」または「目的地まで」の未登録経路を含む申請経路を再表示した場合は、再度「出発地（目的地）から特定交差点までの指定」画面にて「登録」ボタンを押下した後、「経路登録」を行ってください。

1	5225041795	2	5225046495	3	5225046455	4	5235024728	5	5225034732
6	5235030602	7	5225025739	8	5135745714	9	5135531518	10	999999
11	5135530619	12	5135530651	13		14		15	
16		17		18		19		20	
21		22		23		24		25	
26		27		28		29		30	
31		32		33		34		35	
36		37		38		39		40	
41		42		43		44		45	
46		47		48		49		50	
51		52		53		54		55	
56		57		58		59		60	
61		62		63		64		65	
66		67		68		69		70	
71		72		73		74		75	
76		77		78		79		80	
81		82		83		84		85	
86		87		88		89		90	
91		92		93		94		95	
96		97		98		99		100	

Web ページからのメッセージ

登録してよろしいですか？

OK キャンセル

①OKをクリック

⑨

MSN Japan | Yahoo! JAPAN

経路一覧

※経路を入力する際は「経路入力」ボタンを押してください。
 ※作成した経路を「登録」する際は「登録経路番号」を選択し、「経路コピー」ボタンを押してください。（複数経路選択不可）
 ※作成した経路を「登録」する際は「登録経路番号」を選択し、「経路削除」ボタンを押してください。（複数経路選択不可）
 ※作成した経路を「登録」する際は「登録経路番号」を選択し、「経路削除」ボタンを押してください。（複数経路選択不可）
 ※全ての経路を登録する際は「登録」ボタンを押してください。

経路番号	出発地住所	目的地住所	選択区分
1	大阪府大阪市城東区今福西2-12-35	大阪府和泉市荻孫子99-6	<input type="checkbox"/>

次経路入力 経路コピー 経路変更 経路削除 登録

Web ページからのメッセージ

登録を登録してよろしいですか？

OK キャンセル

②OKをクリックする

①登録をクリックし

第 8 項 通行経路表の見方について

左側にある交差点番号から右側の交差点番号までの路線名が、右側の交差点番号の上部に記載されています。

通行経路表

		枚数順番号	
		1	
受付許可番号：			
経路番号	通行区分	出発地住所	目的地住所
1	往復	大阪府大阪市城東区今福西2-12-35	大阪府和泉大津市我孫子99-6

路線名	(未) 大阪府道 国道事務所南線	(未) 大阪府道 国道事務所西線	主要地方道 大阪府8号線 大阪生駒線
交差点名	(出発地) → 未収録交差点	→ #5235041795	→ 湊生4丁目#5235046495
路線名	一般国道1号線	一般国道2号線	主要地方道 大阪府29号線 複線(1) 大阪臨海線(複線01)
交差点名	← 梅田新道#523506455	← 野田阪神前#5235034738	← 吉野2#52350732
交差点名	← 千鳥橋#52350602	← 吉野2#52350732	← 野田阪神前#5235034738
路線名	指定市道 大阪市1号線 福島桜島線	一般国道43号線	一般国道26号線
交差点名	← 梅香#5235035739	← 花園北#5135745714	← 要池田地東#5135531518
交差点名	← 未収録交差点	← 要池田地東#5135531518	← 花園北#5135745714
路線名	(未) 一般国道26号線(側道)	主要地方道 大阪府38号線 複線(1) 富田林泉大津線(複線01)	(未) 泉大津市道 南大阪維持線
交差点名	← 穴田#5135530619	← 我孫子#5135530651	← 未収録交差点
交差点名	← 未収録交差点	← 未収録交差点	← 未収録交差点
路線名	(未) 泉大津市道 南大阪維持線		
交差点名	(目的地)		

第 3 章 算定書の作成

<はじめに>

申請者にとって**事前に通行の可否や条件等を確認することは非常に重要**です。許可までには非常に時間がかかります。審査の結果不許可となったり、日中に走れず夜間の条件となったりした場合に、再度申請の必要が生じ運行に支障をきたしてしまいます。

そうならないためにも、事前に通行の可否や、通行条件等の確認ができる「算定」をすることをお勧めします。

第 1 節 算定とは

「算定」とは、「許可限度算定要領」及び、「道路情報便覧」により、通行経路毎に通行を許可することができる限度値を求め、当該車両の車両諸元とを比較して、**申請経路ごとに、「通行の可否」及び「許可条件」を判定すること**をいいます。

また、道路情報便覧に収録されていない道路（未収録道路）は算定することができません。

第 1 項 算定の方法

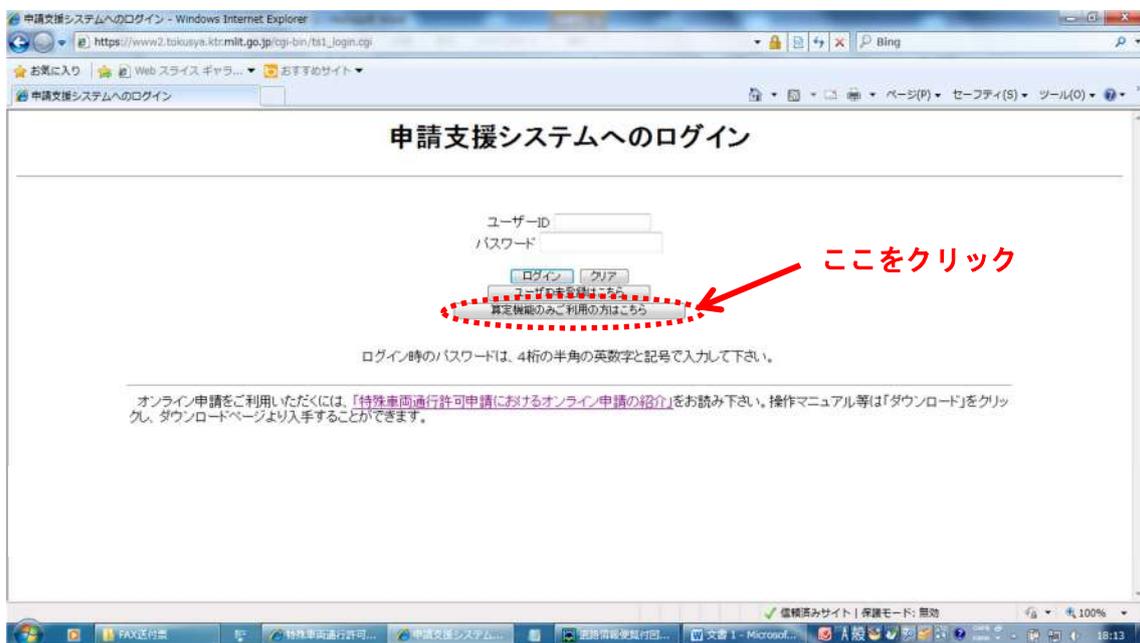
①

The screenshot shows the website interface for applying for a special vehicle through license. On the left sidebar, there are several menu items. A red arrow points to the '申請データの作成' (Create application data) button, with the text 'ここをクリック' (Click here) written next to it. The main content area contains several notices and information regarding the application process, including a notice about system maintenance and a notice about the system's performance.

②



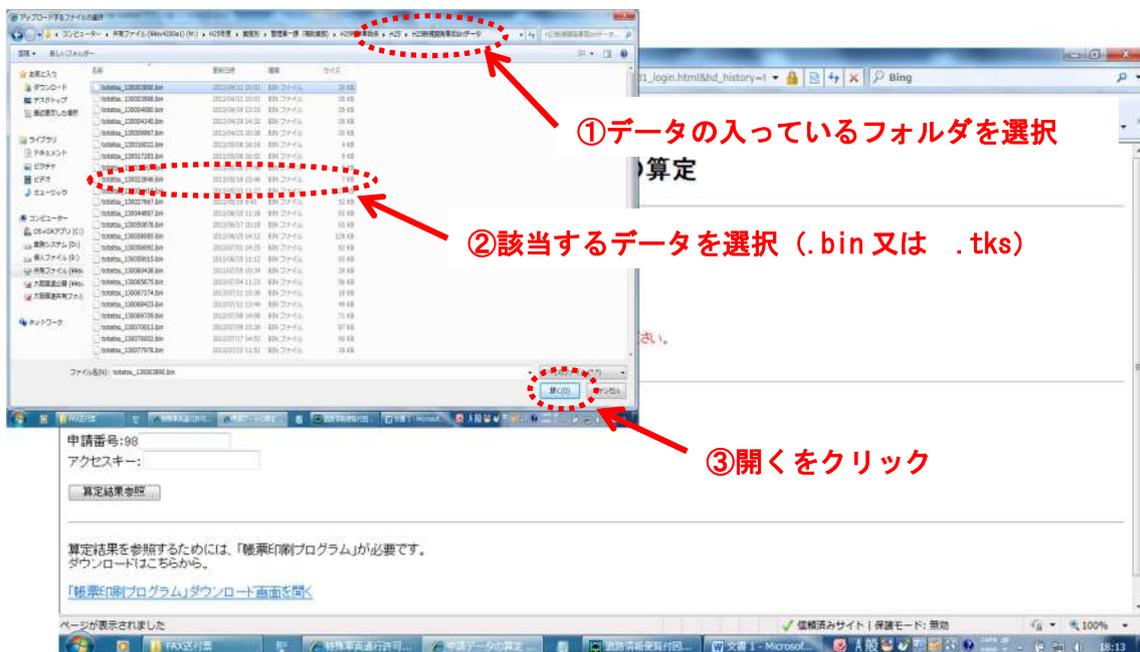
③



④



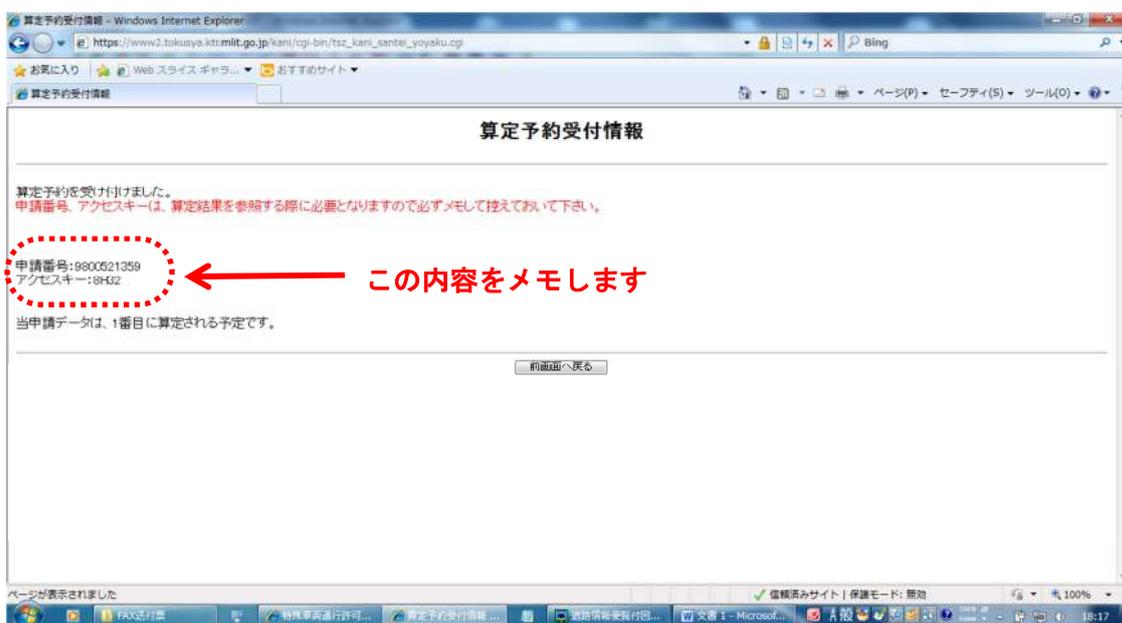
⑤



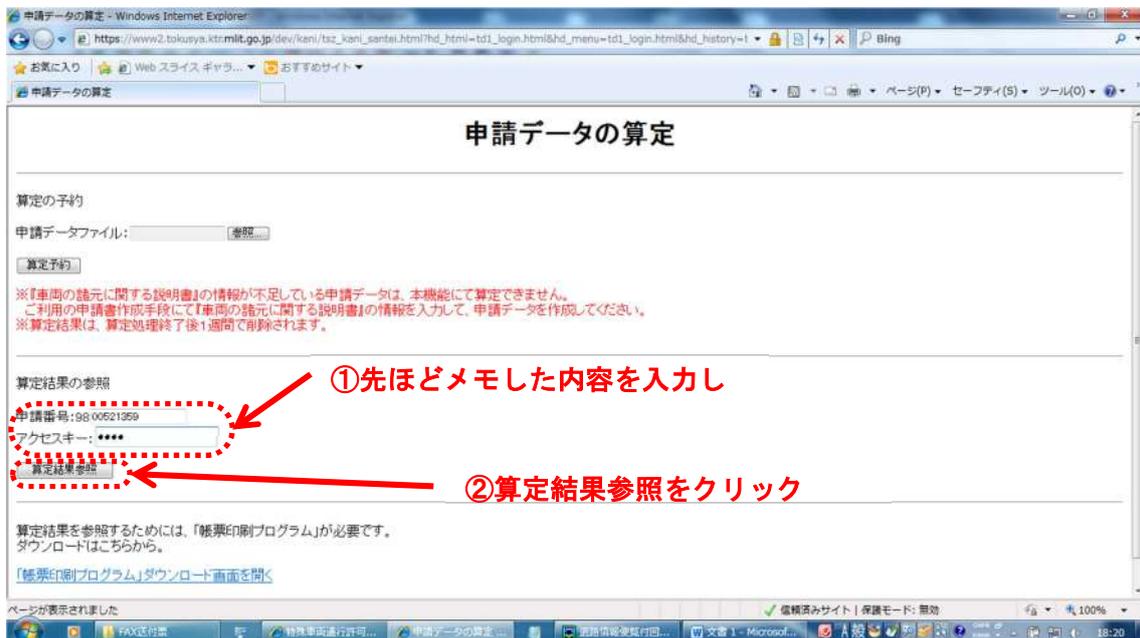
⑥



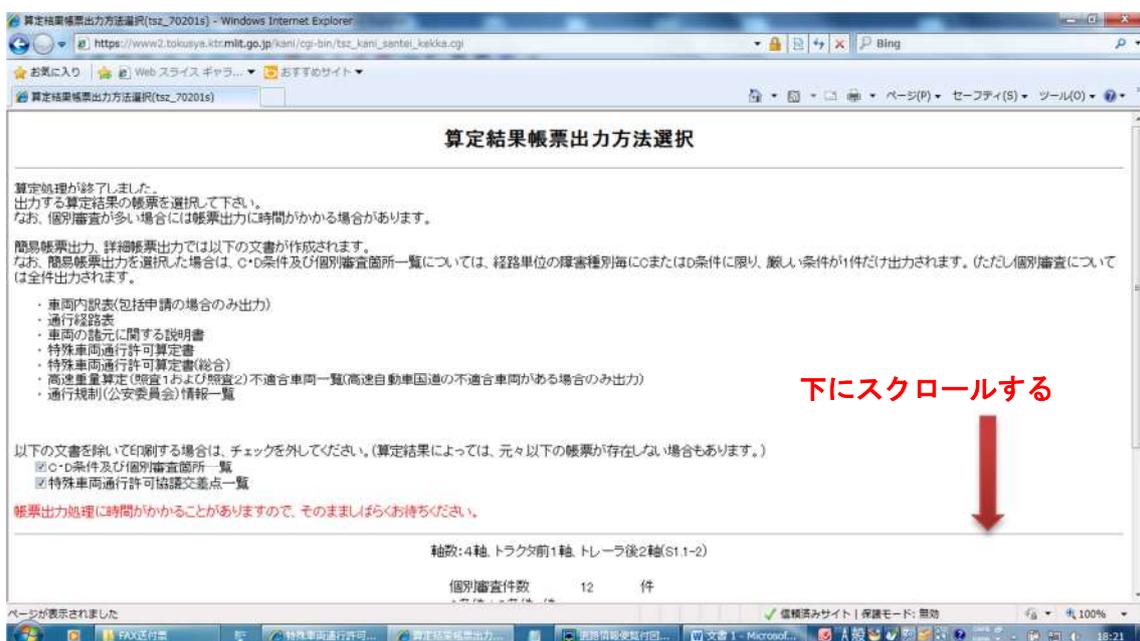
⑦



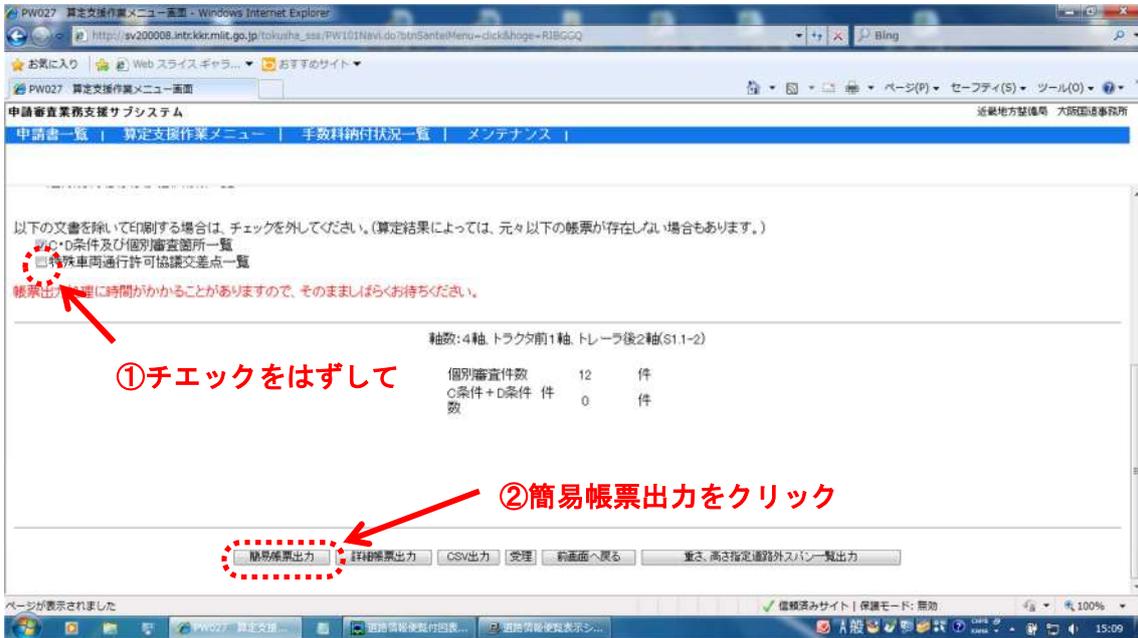
⑧



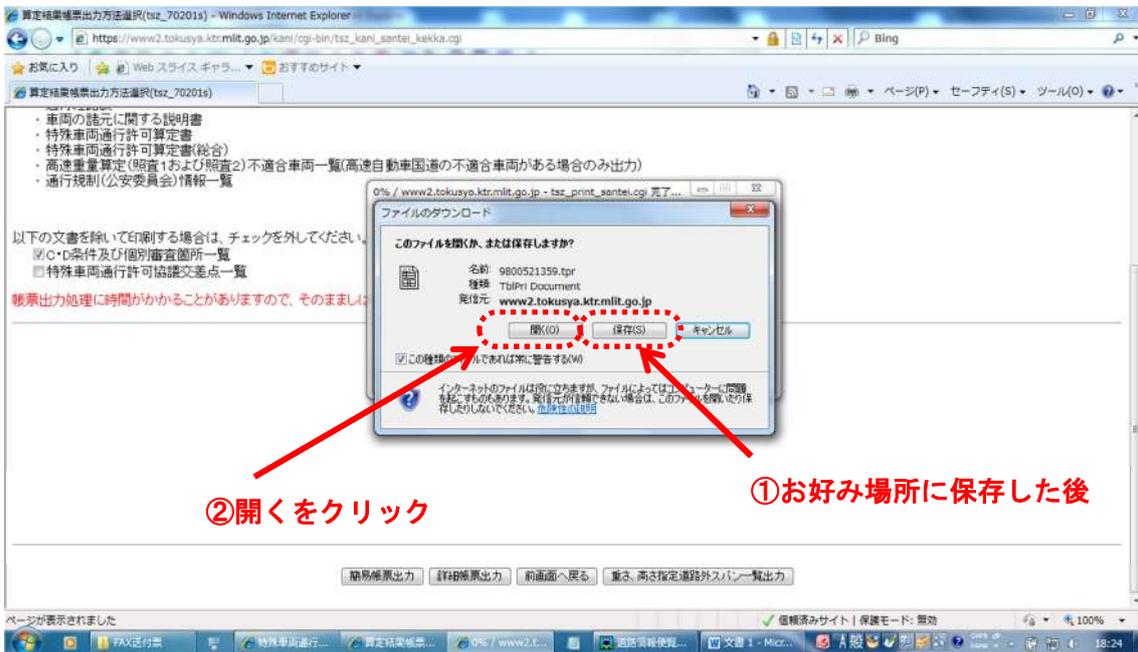
⑨



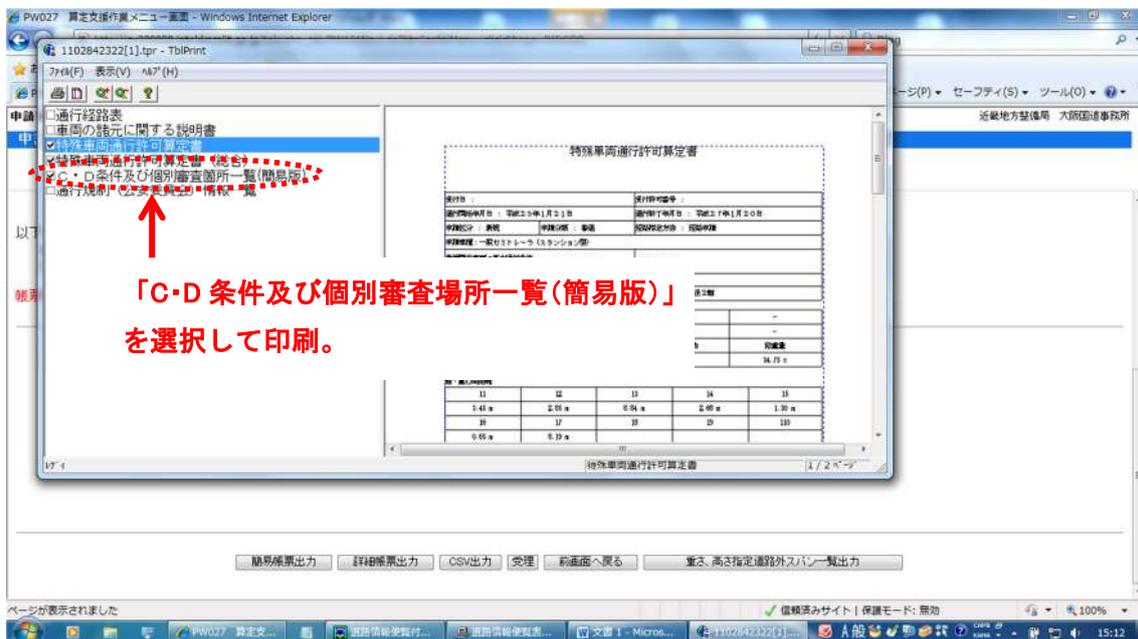
⑩



⑪



⑫



【トラブルの例 (印刷できない)】

- ・印刷には「帳票印刷プログラムインストール」(Tblprint.exe) が必要です。特殊車両 PR サイトのダウンロードページから入手できます。(帳票印刷プログラムは環境設定プログラム内に含まれています。)
- ・また、すでにインストールされていても印刷されない場合は、「帳票印刷プログラム」(Tblprint.exe) と tpr ファイルの関連付けがなされていない事が考えられますので、特殊車両 PR サイトより→「よくある質問と回答」→「その他 (1)」→「申請書・許可証の表示・保存・印刷ができない」を参照して下さい。
- ・それでも印刷できない場合は、特車運用事務局 (Tel 0 4 8 - 6 0 1 - 3 2 2 3) へお問い合わせください。

第 2 項 算定書の見方と確認方法

特殊車両通行許可算定書

- ◆ 1 ページ目 (算定書の表紙にあたるものです)

特殊車両通行許可算定書								
受付日 :		受付許可番号 :						
通行開始年月日 : 平成 26 年 5 月 16 日		通行終了年月日 : 平成 27 年 5 月 15 日						
申請区分 : 新規	申請分類 : 普通	総重量算定方法 : 総重量申請						
申請事項 : 重セミ		通行許可台数 : 15						
新規取得車両の基本通行条件 高さ=該当せず、長さ=該当せず、重量=該当せず								
危険物積載の有無 :	申請車両台数 : トラクタ 0 台、トレーラ 0 台							
車両寸法分類 : O-3	軸距形式 : 軸数 : 6 軸、トラクタ前 1 軸、トレーラ後 3 軸							
車両幅	車両高さ	車両長さ						
3.40 m	4.10 m	16.40 m	-					
車両自重	前部積載物	後部積載物	総重量					
16.33 t	25.00 t		41.33 t					
軸・重心間距離								
11	12	13	14	15				
3.71 m	3.50 m	9.11 m	2.20 m	1.32 m				
16	17	18	19	110				
0.88 m	1.36 m	1.36 m	7.75 m					
111	112	113	114	115				
軸データ								
軸	A 軸	B 軸	C 軸	D 軸	E 軸	F 軸	G 軸	H 軸
空車時自重	4640 kg	2160 kg	2060 kg	1980 kg	1980 kg	1980 kg		
軸重計算結果	5230 kg	6180 kg	6060 kg	7960 kg	7960 kg	7960 kg		
車両諸元								
最大軸重	最大軸距	総軸距	最外軸中心間距離					
7.96 t	12.61 m	1.32 m	2.00 m					
通行条件								
重量	個別重量	寸法	通行不可					
備考								
* 合成値による車両情報登録が行われている場合及び軸距その他(トリプル軸有)においては、H17.8.23 適用のトリプル軸を有するセミトレーラの床板の許可限度重量算定方法は適用されません。								

入力した諸元を表示

全体の条件を表示しています

◆ 2 ページ目以降（各経路ごとに算定結果を表示しています）

- ① 障害の種別：狭小・上空・曲線・交差点・橋梁・高速道路・スパン・通行規制
- ② 通行条件：B・C・D・個別審査・通行不可
- ③ 障害箇所：個数を表示

①障害種別 経路番号

通行経路番号	001	通行区分	往復		
経路算定結果	不許可	通行条件	重量 (D)、寸法 (通行不可)		
出発地住所	大阪府守口市大目東町1地先				
目的地住所	大阪府豊川市仁和寺本町5丁目1地先				
通行条件	B	C	D	個別審査	通行不可
狭小箇所	0	0	-	0	0
上空障害	0	0	-	0	0
曲線障害	0	0	-	0	0
交差点	1	0	-	1	1
橋梁	8	0	1	0	0
高速道路	0	-	-	0	0
スパン	-	-	-	0	0
通行規制	-	-	-	0	-
半広道路	-	-	-	0	-

②通行条件

通行経路番号	002	通行区分	往復		
経路算定結果	許可	通行条件	重量 (A)、寸法 (C)		
出発地住所	大阪府柏原市田辺1丁目3地先				
目的地住所	奈良県香取市田原地先				
通行条件	B	C	D	個別審査	通行不可
狭小箇所	0	0	-	0	0
上空障害	0	0	-	0	0
曲線障害	0	1	-	0	0
交差点	1	0	-	0	0
橋梁	0	0	0	0	0
高速道路	0	-	-	0	0
スパン	-	-	-	0	0
通行規制	-	-	-	0	-
半広道路	-	-	-	0	-

③障害箇所の個数

通行経路番号	003	通行区分	往復		
経路算定結果	個別審査	通行条件	重量 (A)、寸法 (個別審査)		
出発地住所	大阪府奈良県市下田原地先				
目的地住所	奈良県生駒市北田原町地先				
通行条件	B	C	D	個別審査	通行不可
狭小箇所	0	0	-	0	0
上空障害	0	0	-	0	0
曲線障害	0	0	-	0	0
交差点	1	0	-	0	0
橋梁	0	0	0	0	0
高速道路	0	-	-	0	0
スパン	-	-	-	0	0
通行規制	-	-	-	0	-
半広道路	-	-	-	0	-

※ 個別審査の個別審査件数には「重量法適用の有無」が関係ありません。

特殊車両通行許可算定書（総合）

障害種別ごとの総合条件を表示しています。

特殊車両通行許可算定書（総合）

受付日：	受付許可番号：	
通行開始年月日：平成26年5月16日	通行終了年月日：平成27年5月15日	
申請区分：新規	申請分類：普通	算定方法：新設申請
申請車種：重セミ		
新規申請車両の基本通行条件 高さ=該当せず、長さ=該当せず、重量=該当せず		通行許容数：15
免許種別等の有無：	申請車両台数（合計）：トラック0台	
車体形式：軸数：6軸、トラクタ前1軸、トレーラ後3軸（0台）		車両寸法分類：0-3

経路	道路種別	障害種別	通行条件	通行可否
311203	個別審査	個別審査	C	通行不可

①障害種別

②総合の通行条件

高速道路に「個別審査」が表示されている場合は、高速重量算定等に注意して下さい。
今回は「A」と表示されていますので、高速重量算定が表示されていても通行が可能です。

C・D条件及び個別審査箇所一覧（簡易版）

経路ごとに、通行条件が C 条件・D 条件・個別審査・通行不可の箇所を表示しています。
(A 条件、B 条件は表示されず、また A 条件、B 条件だけでは帳票自体も有りません。)

簡易版は、個別審査、通行不可は全て表示されますが、**C 条件・D 条件が複数あった場合、経路の一番起点側にある障害箇所が一か所のみ表示**されます。

(C、D 条件の障害箇所の総数は、算定書表紙の 2 ページ目以降「③障害箇所の個数」でご確認下さい。)

(1) 狭小幅員

狭小幅員：道路情報便覧に収録されている幅に関する対象箇所。スパン（交差点から次の交差点間）内での最少幅員を対象としています。

◆狭小幅員（例 1）

C・D条件及び個別審査箇所一覧(簡易版)

受付許可番号		種別：6軸、トラクタ前1軸、トレーラ後5軸 (S1.2-3)		検査種別		3				
運行経路	出発地住所	目的地住所		備考						
3	大阪府西成区市丁田原地先	奈良県生駒市北田原町地先								
障害種別	道路種別	路線名称	地先名	道路区分	名称(交差点又は種別)	出発地点交差点	交差点地先名	～	目的地側交差点	交差点地先名
狭小幅員	個別審査 近畿地方整備局 大阪 建設事務所	国道 163号線	下田原	普通	-	青森県#5235051365	下田原	～	#5235050677	北田原町
						車道幅員-3.25m				

「個別審査」とありますので、記載のある道路管理者に個別協議が必要になります。事前に道路管理者（今回は大阪国道）への確認をすれば、不許可のリスクが少なくなります。

「車道幅員-3.25m」とあることから、車幅3.25m以下であれば、C条件で通行できることがわかります。

(2) 上空障害

上空障害：道路情報便覧に収録されている高さに関しての対象箇所です。道路横断方向に車道端から車道端までの範囲内で空間高が 4.5m未満の箇所をすべて対象としています。

◆上空障害（例 1）

C・D条件及び個別審査箇所一覧(簡易版)

受付許可番号		輸車：5軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸 (51.2-3)		移動機番号		5					
運行経路	出発地住所	目的地住所		備考							
5	大阪府大阪市城東区関目5丁目5地先	大阪府大阪市城東区高1丁目7地先									
障害種別	条件	道路管理者	路線名称	地先名	道路幅員	名称(C条件又は標高)	出発地側交差点	交差点地先名	～	目的地側交差点	交差点地先名
車小編成	5	近畿地方整備局 大阪府東部事務所	一般国道 163号線	城東区高小築	往復	-	関目5#5235047450	城東区関目5丁目	～	高小築入路#5235046627	城東区関目6丁目
上空障害	個別審査	近畿地方整備局 大阪府東部事務所	一般国道 163号線	城東区高小築	往復	高小築陸橋	高小築陸橋	城東区関目5丁目	～	高小築入路#5235046627	城東区関目6丁目
							C条件限度値 高さ 3.80m				

↑

「個別審査」とありますので、記載のある道路管理者に個別協議が必要になります。事前に道路管理者（今回は大阪国道）への確認をすれば、不許可のリスクが少なくなります。

↑

「C 条件限度値 高さ 3.80m」とあることから、高さ 3.80m以下であれば、C条件で通行できることがわかります。

(3) 曲線

曲線障害：道路情報便覧に収録されているカーブの対象箇所。車道幅員と曲線半径との関係において、スパン（交差点から次の交差点間）内で最も厳しい箇所を対象としています。

◆曲線（例 1）

C・D条件及び個別審査箇所一覧(簡易版)

申請種別	条件	道路管理種	路線名称	地先名	道路種別	車幅(C基準又は種別)	出発地点交差点	交差点地先名	～	目的地先交差点	交差点地先名
軽小・普通	近畿地方整備局 大阪府庁	大阪府	国道165号線	野分町	国道	-	田辺#5105650065	田辺1丁目	～	田辺インタ#510561100	田辺
曲線	個別審査	近畿地方整備局 大阪府庁	国道165号線	城ヶ丘	国道	-	城ヶ丘#5105650273	伊良神橋			

※1 算定上の超寸法とは、車両の幅、長さ等が算定できる範囲を超えているものをいい、全線協議の対象となります。
また、算定上の超寸法の審査では、軌跡図の提出(下記参照)が求められます。

「個別審査」とありますので、記載のある道路管理者に個別協議が必要になります。
事前に道路管理者(今回は大阪国道)への確認をすれば、不許可のリスクが少なくなります。

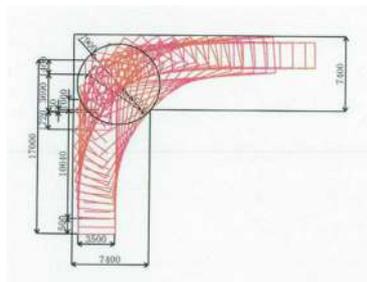
算定上の超寸法※1であり、算定できていないことがわかります。(空欄の為)

算定上の超寸法である旨の表示

※1 算定上の超寸法とは、車両の幅、長さ等が算定できる範囲を超えているものをいい、全線協議の対象となります。
また、算定上の超寸法の審査では、軌跡図の提出(下記参照)が求められます。

【軌跡図】

※2 許可車両の長さの算定の際、交差点における通行の可否を判断する図をいいます。
車両の幅又は長さが特殊車両通行許可限度算定要領により、算定できる範囲を超える場合(算定上超寸法)において作成し、申請の際に添付します。



(4) 交差点

交差点：申請車両を幅と長さにおいて分類した車両分類値（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）と交差点の枝番分類値（車両分類値Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの車両が、イ、問題なく折進できる。ロ、対向車線を侵して折進できる。ハ、通行不可能）を比較して行われます。

◆交差点（例 1）当該交差点進入禁止・及び、通行不可

C・D条件及び個別審査箇所一覧(簡易版)

発行許可番号：		輸送：6軸、トラクタ前1軸、トレーラ後3軸 (51.2-3)		検査用番号		1				
通行経路		出発地住所		目的地住所		備考				
Ⅰ		大阪府守口市大田東町1地先		大阪府豊原11街に和守町2丁目1地先						
通過経路	個別審査	個別審査	登録名称	地先名	注視区間	名称(交差点又は構造物)	出発地側交差点	交差点地先名	目的地側交差点	交差点地先名
交差点	個別審査	個別審査	大田東町1号線	大田町2丁目	注視区間	大田町2丁目523号14号396	当該交差点進入禁止(一般国道1号線から一般国道1号線への折進)			
交差点	通行不可	通行不可	大田東町1号線	大田町2丁目	注視区間	大田町2丁目523号14号396	当該交差点進入禁止(一般国道1号線から一般国道1号線への折進)			
構造物	D		大田東町1号線	大田	注視区間	守口高田橋	大田町2丁目523号14号396	大田町2丁目	和守町2丁目523号14号396	和守町2丁目

「個別審査」と表示されていますが、備考欄に「当該交差点進入禁止」が出ていますので、経路の見直が必要です。「通行不可」も通行出来ませんので見直しが必要です。(差し戻し等補正の対象となります) また、データミスの可能性もありますので、一度道路管理者にお問い合わせ下さい。

復路「個別審査」、往路「通行不可」と表示されていますので、別々の理由※2で通行できない(交差点進入禁止)ことがわかります。

※2 「当該交差点進入禁止」の理由としては、大型車通行禁止区間への進入や、一方通行区間への進入 等が考えられます。

◆ 交差点（例 2） 交差点内で対向車線を占有している場合

C・D条件及び個別審査箇所一覧(簡易版)

交付許可番号		種別		車種		車種		車種		
交付許可番号	種別	車種	車種	車種	車種	車種	車種	車種	車種	
1	道路1	道路1	道路1	道路1	道路1	道路1	道路1	道路1	道路1	
審査種別	備考	備考欄	道路名称	地名	道路種別	名称(交差点又は標識)	出発地点	交差点地名	目的地点	交差点地名
個別審査	個別審査	個別審査	一般国道 171号線 堺	堺川4丁目	注	堺川4丁目#5235131313	堺川4丁目	堺川4丁目	堺川4丁目	堺川4丁目
通行規制	個別審査	個別審査	一般国道 171号線 堺		注					
通行規制	個別審査	個別審査	一般国道 171号線 堺		注					
備考	C		一般国道 171号線 堺	石橋	注					

「個別審査」※3とありますので、記載のある道路管理者に個別協議が必要になります。事前に道路管理者（今回は大阪国道）への確認をすれば、不許可のリスクが少なくなります。

交差点内において、対向車線を侵して折進していることがわかります。（分類値の表示有り）
通行不可や進入禁止等ではありませんので、協議の結果通行できる可能性があります。

※ 3 審査、及び協議により、「軌跡図」「荷姿図」の提出を求められる場合が有ります。

◆ 交差点（例 3） Uターン

C・D条件及び個別審査箇所一覧(簡易版)

交付許可番号		種別		車種		車種		車種		
交付許可番号	種別	車種	車種	車種	車種	車種	車種	車種	車種	
9	大阪府大阪市鶴野1丁目1地先	大阪府大阪市鶴野1丁目1地先	大阪府大阪市鶴野1丁目1地先	大阪府大阪市鶴野1丁目1地先	大阪府大阪市鶴野1丁目1地先	大阪府大阪市鶴野1丁目1地先	大阪府大阪市鶴野1丁目1地先	大阪府大阪市鶴野1丁目1地先	大阪府大阪市鶴野1丁目1地先	
審査種別	備考	備考欄	道路名称	地名	道路種別	名称(交差点又は標識)	出発地点	交差点地名	目的地点	交差点地名
個別審査	個別審査	個別審査	一般国道 40号線	東区市岡元町0丁目	注	市岡元町#5135731399	市岡元町	市岡元町	市岡元町	市岡元町
備考	D		一般国道 40号線	東区市岡	注					

「個別審査」と表示され、備考欄に「Uターンのため個別審査」が出ています。交差点番号のとり間違いが原因と思われるので、見直しをお願いします。（差し戻し等補正の対象となります）
また、現場の都合上どうしてもUターンする必要がある場合は、道路管理者にお問い合わせ下さい。

交差点内において、Uターンしています。
できるだけUターンしない経路の作成をお願いしますが、どうしてもUターンが必要な場合は、Uターン場所の地図とUターンをする旨を記載したものを添付して申請して下さい。（無い場合は交差点番号のとり間違いとして差し戻しとなりますので、ご注意ください。

(5) 橋梁

橋 梁：車両の種類や車両諸元（車両総重量、最遠軸距、最少隣接軸距、最大軸重、軸重配分比、Gコード、等）から、道路規格に応じた簡易算定図、基本図、及び補正係数を使用して橋梁の耐荷力を算出し、許可条件を判断します。

<参考>

- ① **バラ積み車両**（バン型やスタンション型などの、特例 5 車種・追加 3 車種）において、**橋梁の個別審査が出た場合は通行できません**。橋梁保全の観点より、減トン、又は迂回をお願いします。
また、重セミ等の単体物を積載する場合は協議の対象となります。
- ② 最遠軸距が **16mを超える場合は算定できません**。しかし、どうしても事前に確認したい場合は**仮に最遠軸距を 16m以下にして算定**してみる方法も有りますが道路管理者の審査方法と異なる場合がありますので、あくまでも参考にして下さい。
- ③ ホイールクレーン等は、軸重が 10 トンを超えますので、橋梁の「個別審査」が多数出ます。このような時は「個別審査」の協議等をしてみないとわかりませんので、**交差点やその他の「通行不可」が無いかどうかのみ確認**して下さい。

◆橋梁（例 1）特車が通行できない制限橋

C・D条件及び個別審査箇所一覧(簡易版)

種別	区間	道路管理者	路線名称	地名	注釈	名称(交差点又は種別)	出発地点交差点	交差点地名	～	目的地点交差点	交差点地名
特小橋	C	近畿地方整備局 大阪府道第176号線	井口堂(橋梁)	往復	-	-	石橋阪大下#5235132412	石橋3丁目	～	西園口東#5235132412	井口堂1丁目
橋梁	個別審査	近畿地方整備局 大阪府道第176号線	石橋2丁目	往復	石橋阪大下(1)	石橋阪大下#5235132412	石橋3丁目	石橋3丁目	～	西園口東#5235132412	井口堂1丁目
橋梁	D	近畿地方整備局 大阪府道第176号線	石橋2丁目	往復	石橋阪大下(2)	石橋阪大下#5235132412	石橋3丁目	石橋3丁目	～	西園口東#5235132412	井口堂1丁目

「個別審査」とありますので、記載のある道路管理者に個別協議が必要になります。
(参考①に注意)
事前に道路管理者（今回は大阪国道）への確認をすれば、不許可のリスクが少なくなります。

「A条件の限度重量-16.0t」とあるところから制限重量 16tの橋梁であると考えられます。特車の通行は出来ない可能性が高いと考えられます。

◆ 橋梁（例 2）個別審査

C・D条件及び個別審査箇所一覧(簡易版)

実行許可番号:		軸数: 6軸、トラクタ前1軸、トレーラ後3軸 (S1.2-3)		検査種別		検査番号					
出発地住所	目的地住所	備考									
7	大阪府茨木市榎田町2丁目1地先	大阪府茨木市榎田1丁目1地先									
道路種別	案件	道路管理者	路線名称	地名	道路区分	名称(交差点又は構造物)	出発地交差点	交差点地名	～	目的地交差点	交差点地名
橋梁	0	近畿地方整備局 大阪府茨木市榎田事務所	一般国道 171号線	大字榎田	往復	春日橋	榎田南# 5235142298	松野町	～	西河原西# 5235142306	三萩町
							D条件の限度重量-35.25t 21時～6時に通行のこと				
橋梁	個別審査	近畿地方整備局 大阪府茨木市榎田事務所	一般国道 171号線	大字西河原	往復	三萩橋	西河原南# 5235142316	三萩町	～	西河原# 5235142316	三萩丘2丁目
							D条件の限度重量-34.59t				

「個別審査」とありますので、記載のある道路管理者に個別協議が必要になります。
 (参考①に注意)
 事前に道路管理者（今回は大阪国道）への確認をすれば、不許可のリスクが少なくなります。

「D条件の限度重量-34.59t」とありますので、当該車両においては「34.59t」まで減トンすれば、夜間（21時～6時）での通行が可能です。（減トンする場合は※4に注意）

◆ 橋梁（例 3）D条件での通行

C・D条件及び個別審査箇所一覧(簡易版)

実行許可番号:		軸数: 6軸、トラクタ前1軸、トレーラ後3軸 (S1.2-3)		検査種別		検査番号					
出発地住所	目的地住所	備考									
7	大阪府茨木市榎田町2丁目1地先	大阪府茨木市榎田1丁目1地先									
道路種別	案件	道路管理者	路線名称	地名	道路区分	名称(交差点又は構造物)	出発地交差点	交差点地名	～	目的地交差点	交差点地名
橋梁	0	近畿地方整備局 大阪府茨木市榎田事務所	一般国道 171号線	大字榎田	往復	春日橋	榎田南# 5235142298	松野町	～	西河原西# 5235142306	三萩町
							D条件の限度重量-35.25t 21時～6時に通行のこと				
橋梁	個別審査	近畿地方整備局 大阪府茨木市榎田事務所	一般国道 171号線	大字西河原	往復	三萩橋	西河原南# 5235142316	三萩町	～	西河原# 5235142316	三萩丘2丁目
							D条件の限度重量-34.59t				

「D条件」※4 とありますので、夜間（21時～6時）での通行が可能です。（単体物、パラ積みを問わず）

「C条件の限度重量-35.25t」とありますので、当該車両においては総重量 35.25 t まで減トンすれば、C条件で、全日（0時～24時）での通行が可能です。

※4 C条件とD条件の表示は、複数箇所があっても一箇所しか表示されません。複数ある場合は、一箇所の橋梁で減トンしても次々と表示されますので、必ず障害箇所の個数を確認して下さい。（確認方法は、算定書の表紙の2枚目以降に記載。「③障害箇所の個数」P60参照）

(6) 高速道路

高速道路：高速道路においては、高速算定を行います。(通常の算定方法とは異なります。)
 また、各高速道路会社が管理する「**高規格幹線道路等**」につきましても同等の高速算定を行います。

<参考>

- ① 「高速道路」には、**高速自動車国道**（名神高速、東名高速、中国自動車道、近畿自動車道、等）や、**都市高速道路**（首都高速、阪神高速、名古屋高速、広島高速、福岡・北九州高速、等）があり、**高速の種別、インターチェンジや路線、またゲート幅や高さの関係で通行できる車種により車両の寸法はさまざまです。**
- ② 高速道路では総重量 44 トン、軸重が 10 トン超の車両は通行できません。(但し、一部ホイールクレーン等が通行できる場合もあります。)
- ③ 最少回転半径が、12m超の車両は通行できません。

下記の「個別審査」等ができましたら、各高速道路の道路管理者に問い合わせ下さい。
 (問い合わせ先は巻末参照)

高速道路（例 1）高速重量算定不適合（その 1）

高速重量算定（照査 1 および照査 2）不適合車両一覧

検査番号 1

軸数：6軸、トラクタ前1軸、トレーラ後3軸 (S1.2-3)

整理番号		軸重計算結果						車両総重		トラクタ (t)				トレーラ1 (t)				トレーラ2 (t)				照査2計算結果					判定			
ト	レ	軸	軸	軸	軸	軸	軸	重	総	最大	最小	基本	最大	最小	基本	最大	最小	基本	最大	最小	基本	M60	S20	Mf	Mi	Sr	照査1	照査2	処理	
1	1	5.27	6.42	6.32	8.44	8.44	8.44	43.33	1261	6.42	6.75	132	9.80	8.44	5.13	136	9.86													
1	1	5.27	6.42	6.32	8.44	8.44	8.44	43.33	1261	6.42	6.75	132	9.80	8.44	5.13	136	9.86					1.0	1.0	1.1	1.0	1.0	×	×	ト	

高速道路の重量算定の結果、「不適合」である場合に表示されます。

また、「特殊車両通行許可算定書（総合）」も合わせてご確認ください。

不適合の区間については、下記「CD 条件及び個別審査箇所一覧」に記載されます。

照査 1 は、通行許可に含まれる高速道路等のスパンの内、最も小さいK値について算出しています。
 照査 1 不適合の区間については、【C・D条件及び個別審査箇所一覧表】に「高速重量算定（照査 1）に不適合」と記載しておりますので、ご確認ください。
 照査 2 は、通行許可により、車両の組み合わせで定められる結果を判定しております。
 (処理型式) タ：タンDEM軸車両として高速重量算定を審査 ト：トリプル軸車両として高速重量算定を審査(トレーラ1のαを0.7割にして処理)

◆ 高速道路（例 1）高速重量算定不適合（その 2）

C・D条件及び個別審査箇所一覧(簡易版)

交付許可番号:		種数: 0輪, トラクター1輪, トレーラ後3輪 (S1,2-3)		検査種別番号		1					
通行区間	出発地住所	目的地住所		備考							
1	大阪府茨木市沢原第1丁目2地先	奈良県奈良市三宮大路1丁目10地先									
障害種別	条件	道路管理者	路線名称	地名	注意	名称(交差点又は構造物)	出発地点交差点	交差点地名	～	目的地側交差点	交差点地名
橋梁	0	大阪府 茨木土木事務所	主要地方道 大阪府2号線 大阪中央環状線	高槻町	注	高速道路橋(上り1)	高槻東#5235140423	高槻町	～	津津北インター#523514037	大中
高速道路	個別審査	西日本高速道路株式会社 関西支社	高速自動車国道 199号線 近畿自動車道	大中	注	津津北インター#523514037	高速重量算定(印定2)に不適合【高速算定】 *印定の限重量=41.95t 2軸+4軸に通行のこと		～		
高速道路	個別審査	西日本高速道路株式会社 関西支社	高速自動車国道 199号線 近畿自動車道	-	注		津津北インター#523514037	大中	～	東大阪JCT#5235046014	泉田東
高速道路	個別審査	西日本高速道路株式会社 関西支社	高速自動車国道 199号線 近畿自動車道	-	注		高速重量算定(印定2)に不適合【高速算定】		～		

↑

「個別審査」とありますので、記載のある道路管理者に個別協議が必要になります。
(橋梁の参考①を参照)
事前に道路管理者（今回は西日本高速、及び阪神高速）への確認をすれば、不許可のリスクが少なくなります。

↑

高速道路の重量算定の結果、「不適合」であることがわかります。減トンが経路の見直しをお願いします。（協議をしても通行できない場合がほとんどです。どうしても通行する必要が有る場合は、事前に申請する道路管理者に相談して下さい。）

◆ 高速道路（例 2）寸法超過

C・D条件及び個別審査箇所一覧(簡易版)

交付許可番号:		種数: 0輪, トラクター1輪, トレーラ後3輪 (S1,2-3)		検査種別番号		1					
通行区間	出発地住所	目的地住所		備考							
1	大阪府茨木市沢原第1丁目2地先	奈良県奈良市三宮大路1丁目10地先									
障害種別	条件	道路管理者	路線名称	地名	注意	名称(交差点又は構造物)	出発地点交差点	交差点地名	～	目的地側交差点	交差点地名
橋梁	0	大阪府 茨木土木事務所	主要地方道 大阪府2号線 大阪中央環状線	高槻町	注	高速道路橋(上り1)	高槻東#5235140423	高槻町	～	津津北インター#523514037	大中
高速道路	個別審査	西日本高速道路株式会社 関西支社	高速自動車国道 199号線 近畿自動車道	大中	注	津津北インター#523514037	高速重量算定(印定2)に不適合【高速算定】		～		
高速道路	個別審査	西日本高速道路株式会社 関西支社	高速自動車国道 199号線 近畿自動車道	-	注		津津北インター#523514037	大中	～	東大阪JCT#5235046014	泉田東
高速道路	個別審査	西日本高速道路株式会社 関西支社	高速自動車国道 199号線 近畿自動車道	-	注		津津北インター#523514037	大中	～	東大阪JCT#5235046014	泉田東
高速道路	個別審査	阪神高速道路株式会社 大阪管理部	都市高速道 10号線 13号環状線	-	注		津津北インター#523514037	大中	～	東大阪JCT#5235046014	泉田東
高速道路	個別審査	阪神高速道路株式会社 大阪管理部	都市高速道 10号線 13号環状線	-	注		津津北インター#523514037	大中	～	東大阪JCT#5235046014	泉田東
高速道路	個別審査	阪神高速道路株式会社 大阪管理部	都市高速道 10号線 13号環状線	-	注		津津北インター#523514037	大中	～	東大阪JCT#5235046014	泉田東
高速道路	個別審査	阪神高速道路株式会社 大阪管理部	都市高速道 10号線 13号環状線	-	注		津津北インター#523514037	大中	～	東大阪JCT#5235046014	泉田東

↑

「個別審査」とありますので、記載のある道路管理者に個別協議が必要になります。
事前に道路管理者（今回は西日本高速道路、阪神高速道路(株)）への確認をすれば、不許可のリスクが少なくなります。

↑

高速道路で通行できる車両の寸法が違うことがわかります。（今回はセミトレーラーに対する寸法が表示されています。）
協議の結果通行できる可能性があります、高速道路の場合は必ず事前にご確認下さい。

(9) 通行規制 (道路管理者による)

通行規制：道路管理者による通行規制です。通行規制には**さまざまなケース**があり、条件を付して通行できる場合や、車両の寸法、重量において制限を設け超過する車両の通行を制限する場合、及び特車の通行自体を制限 (地元住民対応等) する場合等が考えられます。

◆通行規制 (例 1)

C・D条件及び個別審査箇所一覧(簡易版)

受付許可番号		種別：0軸、トラクタ前1軸、トレーラ後3軸 (S1.2-3)		枝数種別番号		E					
通行規制	出発地住所	目的地住所		備考							
※	大阪府大阪市西成区北津守4丁目1地先	大阪府大阪市西成区南津守4丁目1地先									
障害種別	条件	道路管理者	路線名称	地先名	経路番号	名称(交差点又は構造物)	出発地点交差点	交差点地先名	～	目的地側交差点	交差点地先名
通行規制	個別審査	大阪市	主要地方道 大阪府29号線 大浜臨海線	-	住	-	西成区南津守4丁目	西成区南津守4丁目	～	北津守4丁目	西成区北津守4丁目
最小幅員	C	大阪市	主要地方道 大阪府29号線 大浜臨海線	西成区津守1	住	-	西成区南津守4丁目	西成区南津守4丁目	～	西成区北津守4丁目	西成区北津守4丁目
							その他の規制 (立体交差点を通行する場合は、平面部(橋)を通行すること。 ※本区間の通行規制については、以上の条件を付せば協議不要。) のため、終日通行禁止				
							幅員が3.0mを超える車両については個別審査のため、終日通行禁止				
							長さ20mを超える車両については個別審査のため、終日通行禁止				
							重量超過(重量が20tを超える車両)については個別審査のため、終日通行禁止				
							21時～4時に通行のこと				

当該区間においては、平面部を通行すれば通行可となる旨が記載されており、条件を付して通行可となるケースです。

◆通行規制 (例 2)

C・D条件及び個別審査箇所一覧(簡易版)

受付許可番号		種別：0軸、トラクタ前1軸、トレーラ後3軸 (S1.2-3)		枝数種別番号		E					
通行規制	出発地住所	目的地住所		備考							
1	経路1	経路1									
障害種別	条件	道路管理者	路線名称	地先名	経路番号	名称(交差点又は構造物)	出発地点交差点	交差点地先名	～	目的地側交差点	交差点地先名
交差点	個別審査	近畿地方整備局 大阪府高速道路部	一般国道 171号線 東横筋 (1)	瀬川4丁目	住	瀬川4丁目	瀬川4丁目	瀬川4丁目	～	瀬川4丁目	瀬川4丁目
通行規制	個別審査	近畿地方整備局 大阪府高速道路部	一般国道 171号線 東横筋 (1)	-	住	-	瀬川4丁目	瀬川4丁目	～	瀬川4丁目	瀬川4丁目
通行規制	個別審査	近畿地方整備局 大阪府高速道路部	一般国道 171号線 東横筋 (1)	-	住	-	瀬川4丁目	瀬川4丁目	～	瀬川4丁目	瀬川4丁目
							幅員が3.0mを超える車両については個別審査のため、終日通行禁止				
							長さ20mを超える車両については個別審査のため、終日通行禁止				
							重量超過(重量が20tを超える車両)については個別審査のため、終日通行禁止				
							申請期間の占有幅<4.23m 車道幅員<3.50m				

瀬川4丁目#5235131919～#5235131897の区間において、幅が3.0mを超える車両については、協議が必要となります。超える場合は事前に道路管理者(今回は大阪国道)に確認すれば、不許可のリスクが少なくなります。
(大阪国道の回答=超える場合は迂回)

#5235131897～石橋阪大下#5235131216の区間においては、長さが20mを超える車両については、協議が必要となります。超える場合は事前に道路管理者(今回は大阪国道)に確認すれば、不許可のリスクが少なくなります。
(大阪国道の回答=超える場合は迂回)

第 4 章 最後に

道路管理者一覧

オンラインシステム関係

管理者	担当部署	電話番号	FAX
オンライン運用事務局		048-601-3223	

高速道路関係

東日本高速道路(株)	北海道支社	011-896-5344	011-892-6177
	東北支社	022-226-1545	022-226-2327
	関東支社	048-757-5169	048-758-7181
	新潟管理局	025-232-0143	025-234-7147
中日本高速道路(株)	名古屋支社	0586-76-1125	0586-81-3052
	東京支社	044-877-6913	044-865-9971
	八王子支社	0426-91-1171	0426-91-8377
	金沢支社	076-249-8632	076-240-4943
西日本高速道路(株)	関西支社	06-6344-8888	06-6877-4851
	中国支社	082-212-4111	082-879-2355
	四国支社	087-825-1884	087-823-2153
	九州支社	092-924-4532	092-928-5295

都市高速関係

首都高速道路(株)	東京管理局交通管理グループ	03-5640-4837	03-5640-4883
阪神高速道路(株)	大阪管理部交通グループ	06-6576-3881	06-6576-1923
	神戸管理部交通グループ	078-331-9801	078-331-9732
本州四国連絡高速道路(株)	神戸管理センター管理営業課	0787-709-1296	078-709-4000
	岡山管理センター管理営業課	086-483-1100	086-483-0381
	しまなみ尾道管理センター管理営業課	0848-44-3700	0848-44-7609

国道事務所（近畿地方整備局）

滋賀国道事務所	管理第一課特殊車両係	077-523-1743	077-523-4016
京都国道事務所	管理第一課特殊車両係	075-351-3300	075-353-6470
大阪国道事務所	管理第一課特殊車両係	06-6932-1428	06-6935-8473
兵庫国道事務所	管理第一課特殊車両係	078-331-4484	078-334-1630
福井河川国道事務所	道路管理課道路管理係	0776-35-2813	0776-36-0971
福知山河川国道事務所	道路管理課指導係	0773-22-5104	0773-23-9566
豊岡河川国道事務所	道路管理課	0796-26-2024	0796-24-5267
奈良国道事務所	管理第一課占用係	0742-33-1391	0742-34-8626
和歌山河川国道事務所	道路管理第一課占用係	073-402-0276	073-425-7338
紀南河川国道事務所	道路管理課道路管理係	0739-22-4564	0739-25-5518
姫路河川国道事務所	道路管理第一課特殊車両係	079-282-8211	079-282-9477

大阪府 (※ 1)

管理者	担当部署	電話番号	FAX
池田土木事務所	維持管理課	072-752-4111	072-753-6604
茨木土木事務所	維持管理課	0726-27-1121	0726-25-8060
枚方土木事務所	維持管理課	0728-44-1331	0728-43-4623
八尾土木事務所	維持管理課	0729-94-1515	0729-24-2528
富田林土木事務所	維持管理課	0721-25-1131	0721-25-6109
鳳土木事務所	維持管理課	0722-73-0123	0722-75-1588
岸和田土木事務所	維持管理課	0724-39-3601	0724-22-9705

(※ 1 管轄)

池田土木事務所 (池田市、豊中市、箕面市、豊能町、能勢町)

茨木土木事務所 (吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町)

枚方土木事務所 (枚方市、寝屋川市、守口市、門真市、大東市、交野市、四條畷市)

八尾土木事務所 (東大阪市、八尾市、柏原市)

富田林土木事務所 (富田林市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、河内長野市、大阪狭山市、美原町、太子町、河南町、千早赤阪村)

鳳土木事務所 (泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町)

岸和田土木事務所 (岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町)

道路公社

滋賀県道路公社	道路管理課	077-524-0141	077-524-5531
京都府道路公社	技術課	075-415-2321	075-415-2320
大阪府道路公社	総務部管理課	06-6941-2511	06-6946-9343
兵庫県道路公社		078-232-9633	078-232-9640

政令指定都市 (近畿)

京都市	道路局道路部道路明示課	075-222-3566	075-213-0174
大阪市	建設局管理部路政課	06-6615-6676	06-6615-6576
堺市	土木部路政課	072-228-7417	072-228-8865
神戸市	建設局道路部管理課道路 台帳係	078-322-5384	078-322-6080